（仮）愛西市　緑の基本計画

目次

第１章　緑の基本計画について

１－１　緑の基本計画とは 1
１－２　本市における「緑の基本計画」について 2
１－３　緑の重要性 4

第２章　現況調査

２－１　愛西市をとりまく環境 5
２－２　緑地現況調査 11
２－３　緑化調査 19
２－４　調査結果の解析・評価 22
２－５　課題 26

第３章　緑の将来像

３－１　緑の将来像 29
３－２　緑の将来都市構造 30
３－３　計画の将来目標値（将来フレーム） 35

第４章　緑のまちづくりの方向性

４－１　緑のまちづくりの基本理念 36
４－２　緑のまちづくりの基本方針 37

第５章　緑のまちづくりの分野別方針と施策

５－１　「愛西市らしい緑を守る」ための方針と施策内容 41
５－２　「今ある緑を充実させる」ための方針と施策内容 47
５－３　「市民とともに緑を創り出す」ための方針と施策内容 53

参考　用語集 61

「＊」のついている用語については、巻末の用語集に説明を掲載しています。

第１章　緑の基本計画について

１－１　緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法*に基づき、各市町村が、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進について様々な取り組みを計画的に進めていくために定める総合的な計画です。緑の現状やまちづくりの方向、緑に対する市民意識やニーズ、社会情勢の変化などに即して策定します。

緑の基本計画には次のような特色があります。

●市内のあらゆる緑・オープンスペース*に関する総合的な計画

緑地の保全、樹木等の保全、公園等の整備、道路緑化、河川・水路の緑化、学校緑化、住宅地の緑化、緑に関するイベントなど、緑・オープンスペースに関するあらゆる事柄について、今後の取り組みの方針を表すものとなります。

●地域の特性に応じた創意ある計画

策定主体が市であるため、住民の意見を反映しながら、地域特性を活かした市独自のオリジナリティーあふれる計画を策定することができます。

●公表が義務付けられた、実効性の高い計画

本計画の緑のまちづくりは、住民・事業者・行政などが一体となって行われることが不可欠なため、計画の公表が義務付けられています。目標や施策を公表することで、関係者間の連携・協力を促進することができます。

１－２　本市における「緑の基本計画」について

１．緑の基本計画策定の背景と目的

平成 16 年に都市公園法と都市緑地保全法が改正され、今まで以上に都市における緑地保全や緑化の推進がクローズアップされています。また社会情勢やライフスタイルの変化により、豊かな地域づくりにおける緑とオープンスペースの重要性はますます高まってきています。

こうした中、平成 17 年には 4 町村の合併により、~~新しい~~"愛西市"が誕生しました。これまでに、長期的なまちづくりを総合的、計画的に進めるための指針となる「愛西市総合計画」や、都市計画に関する基本的な方針となる「愛西市都市計画マスタープラン*」を策定しました。愛西市緑の基本計画（以下「本計画」とする）では、愛西市（以下「本市」とする）の特色を生かしたみどり環境*の実現を目的とし、都市計画マスタープランと同様平成 32 年の目標年次に向けて、市民とともに計画づくりを進めていきます。

２．本計画の位置づけ

本計画では、県の計画や、市の上位計画、関連計画など、緑に関する様々な計画との整合や施策の連携により、本計画の実効性を高めていきます。

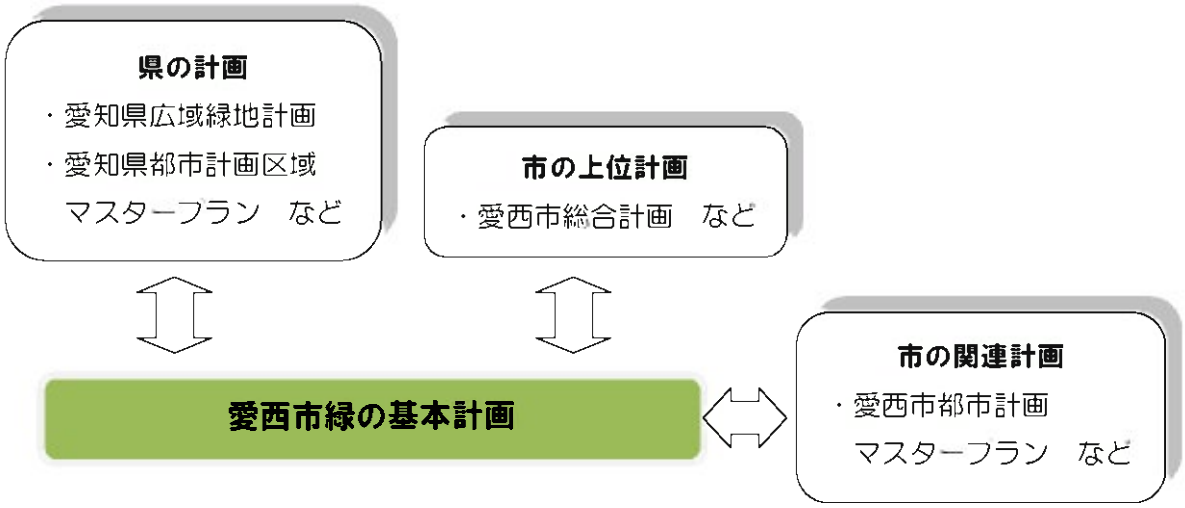

■愛知県広域緑地計画

市町村を超える広域的な見地から緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した、緑の基本計画策定の指針となるものです。

■愛西市総合計画

地方自治法に基づき、本市のまちづくりの目標や目指す将来像を定め、この実現のための施策を体系的に明らかにした行財政運営の基本となる指針です。

将来像	人々が和み、心豊かに暮らすまち
基本理念	和み：犯罪が少なく、いくつになっても安心して平和に暮らせるまち ゆとり：住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまち 安心：地域のなかでお互いが支え合い、安心して暮らせるまち 快適：生活環境の快適性が図られ、利便性に配慮されたまち 便利：仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことができるまち 健やか：未来に向けて、子どもたちの健やかな成長を願い、その環境があるまち

■愛西市都市計画マスタープラン

都市計画法*に基づき、長期的な視点からまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、本市が定める都市計画の方針として定めたものです。

将来像	子どもからお年寄りまで　誰もが安心して暮らせる　社会生活基盤の確立
基本理念	1．コンパクトな都市に向けた再構築 2．生活満足度の高い都市づくり

3．本計画で対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」とは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、樹林地*、農地、河川・水路など、様々な樹木や草花、水によって構成されている環境全般を「緑」と呼ぶこととします。

【緑の例】

公園の緑

道路の緑

社寺の緑

住宅地の緑

公共公益施設*の緑

ハス田

水田

河川・水路

１－３　緑の重要性

緑は、二酸化炭素の吸収機能を始め、震災・火災時における延焼防止、地域を特徴づける景観形成など様々な機能を持っており、安全で快適な生活環境を形成する上で欠かせない存在です。

都市化の進展や少子高齢化などに伴い、自然とのふれあい志向、スローライフ*への関心が高まっていく中で、緑の果たす役割はとても重要となっています。

【緑の役割】

生活環境の改善

樹木などの植物は、二酸化炭素を吸収することから、地球温暖化の防止に効果があります。また葉には、水蒸気を放出する蒸散作用や、日射を反射する働きがあるため、ヒートアイランド現象*の緩和にもつながります。他にも大気の浄化、騒音や振動の軽減など、私たちの生活環境の改善に寄与しています。

安らぎやふれあいの場の提供

趣味の多様化や自由時間の増加により、市民の余暇活動への需要が高まりを見せています。子どもからお年寄りまで楽しめる多様なニーズに応える交流の場を提供することで、地域コミュニティ*の輪が広がっていきます。スローライフ志向に伴い、市民が気軽に農業を楽しめる市民農園などにも多くの関心が集まっています。

生物の生息環境

緑は、都市の中で様々な生物の生息環境となっています。樹林地や河川、農地といった大きな緑のほか、屋敷林*や社寺林*などの比較的小規模な緑も生物の貴重な住みかとなっています。また、街路樹や住宅の庭木などは生物の移動ルートにもなります。

災害などにおける安全性の確保

公園緑地は、災害時の大切な避難地や避難経路となります。また、街路樹は火災時の延焼防止に役立ちます。農地は、雨水を地中に保水する涵養機能*を持っていることから、河川や水路の急激な増水防止に寄与します。

このように、緑は安全な環境基盤としての機能も持っています。

地域らしい風景の形成

緑は、地域の気候や風土になじんでいるため、地域特有の生態系*や景観を有しています。地域らしい風景を残していくためには、地域に残る緑を文化・歴史と一緒に守っていくことが大切です。

第２章　現況調査

２－１　愛西市を取りまく環境

１．位置・地勢

本市は愛知県の西部に位置し、海部地方に属しています。また、中部圏の中核都市である名古屋市より西方 20 kmの位置にあります。

平成 17 年 4 月 1 日に佐屋町、立田村、八開村、佐織町の 2 町 2 村が合併して誕生した面積 66.63 km²の都市で、北は稲沢市、東はあま市※、津島市、南は蟹江町、弥富市、西は木曽川・長良川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市に接しています。

地形は細かい起伏はあるものの概ね平坦で、佐屋地域、立田地域、佐織地域南部では大部分が海抜ゼロメートルとなっています。

※平成 22 年 3 月に七宝町、美和町、甚目寺町が合併

【位置図】

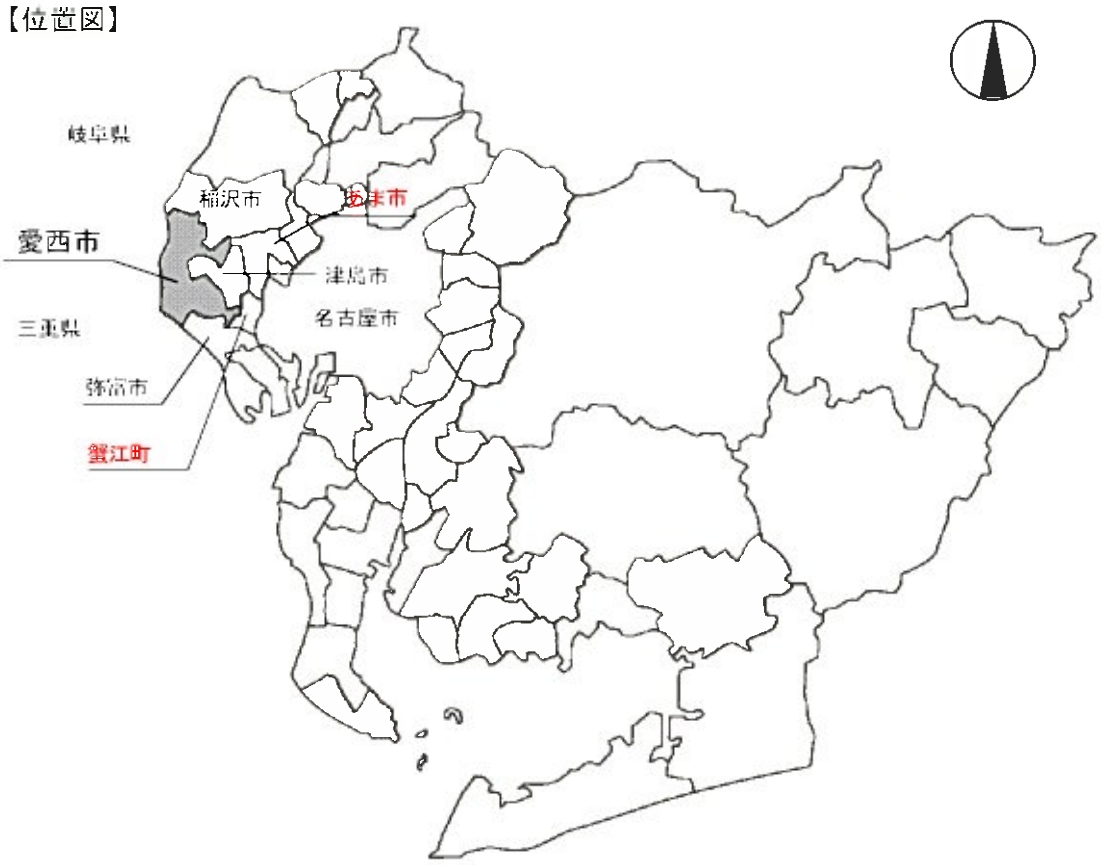

2．人口推移

本市においては、佐屋地域及び佐織地域において昭和40年代後半から名古屋市のベッドタウンとして開発が進み、急激な人口増加がみられました。人口は平成12年までは増加していましたが、平成17年の国勢調査によると総人口は65,556人となり減少に転じています。

【愛西市及び地域別人口の推移】 （人）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
愛西市	62,983	63,143	64,216	65,597	65,556
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
佐屋地域	27,880	28,303	28,470	29,802	29,590
	44.3%	44.8%	44.3%	45.4%	45.1%
立田地域	7,970	8,040	8,353	8,327	8,116
	12.7%	12.8%	13.0%	12.7%	12.4%
八開地域	5,063	5,064	5,096	5,011	4,832
	8.0%	8.0%	8.0%	7.7%	7.4%
佐織地域	22,070	21,736	22,297	22,457	23,018
	35.0%	34.4%	34.7%	34.2%	35.1%

出典：国勢調査

3．土地利用現況

無地番の土地（道路、水路などの国有地）を除いた本市の土地利用の状況をみると田が最も多くなっています。平成18年において、田が48.1%、畑が15.1%であることから、市域の6割以上が農地として利用されていることが分かります。また宅地は18.5%を占めており、山林原野はわずかに0.2%となっています。平成14年から18年の推移をみると宅地とその他の土地がわずかに増えています。

【地目別土地利用現況】 単位：ha

	総面積	田	畑	宅地	山林原野	雑種地	その他
平成14年	5,137.21	2,582.27	777.53	937.91	11.63	198.03	629.83
	100.0%	50.3%	15.1%	18.3%	0.2%	3.8%	12.3%
平成15年	5,148.34	2,552.03	800.63	943.18	11.52	197.63	643.35
	100.0%	49.6%	15.6%	18.3%	0.2%	3.8%	12.5%
平成16年	5,234.27	2,542.90	800.38	945.02	11.63	202.74	731.61
	100.0%	48.6%	15.3%	18.0%	0.2%	3.9%	14.0%
平成17年	5,235.34	2,530.39	796.08	954.71	11.47	186.48	756.21
	100.0%	48.3%	15.2%	18.2%	0.2%	3.6%	14.4%
平成18年	5,235.32	2,518.50	790.45	970.00	11.22	186.73	758.43
	100.0%	48.1%	15.1%	18.5%	0.2%	3.6%	14.5%

出典：愛西市の統計

４．土地自然特性

河川・水路は本市の自然特性を表わす~~水辺環境の~~重要な~~核となる~~要素であり、~~本市では~~特に木曽川、長良川、日光川、善太川、鵜戸川などがあげられ、これらは魚類などの生息地ともなっています。

伝統的・歴史的風土を代表する緑としては、社寺（神社・仏閣）の緑などの歴史的建造物に伴う緑があげられます。

文化的意義を有する緑としては、祭りが催される社寺の緑や河川・水路沿いに植えられた桜並木があげられ、これらの緑は野鳥の生息地ともなっています。

５．緑の現況

本市の緑は、その大部分が田や畑により構成されています。自然林*がなく、わずかにある二次林*や人工林*は、社寺林や屋敷林として存在しています。
また、木曽川をはじめとする多数の河川があり、水面の面積も多くなっています。

【緑の現況量調書】

区　　分	市街化区域* (ha)	市街化調整区域* (ha)	都市計画区域 (ha)
自然林	—	—	—
スギ・ヒノキ等の植林地	—	0.3	0.3
クヌギ・コナラ等の二次林	—	1.6	1.6
竹林	0.2	1.3	1.5
スズキ・ササ等の草地	1.1	24.6	25.7
田	17.8	2,681.5	2,699.3
畑	11.0	700.2	711.2
果樹園	0.2	9.0	9.2
裸地*	—	13.8	13.8
水面	2.1	846.9	849.0
水辺*	—	183.2	183.2
都市公園の植栽地	—	13.4	13.4
公共公益施設の植栽地	0.7	9.8	10.5
民有地の植栽地	1.8	20.6	22.4
合　　計	34.9	4,506.2	4,541.1

※面積は図上計測による。

緑の現況図

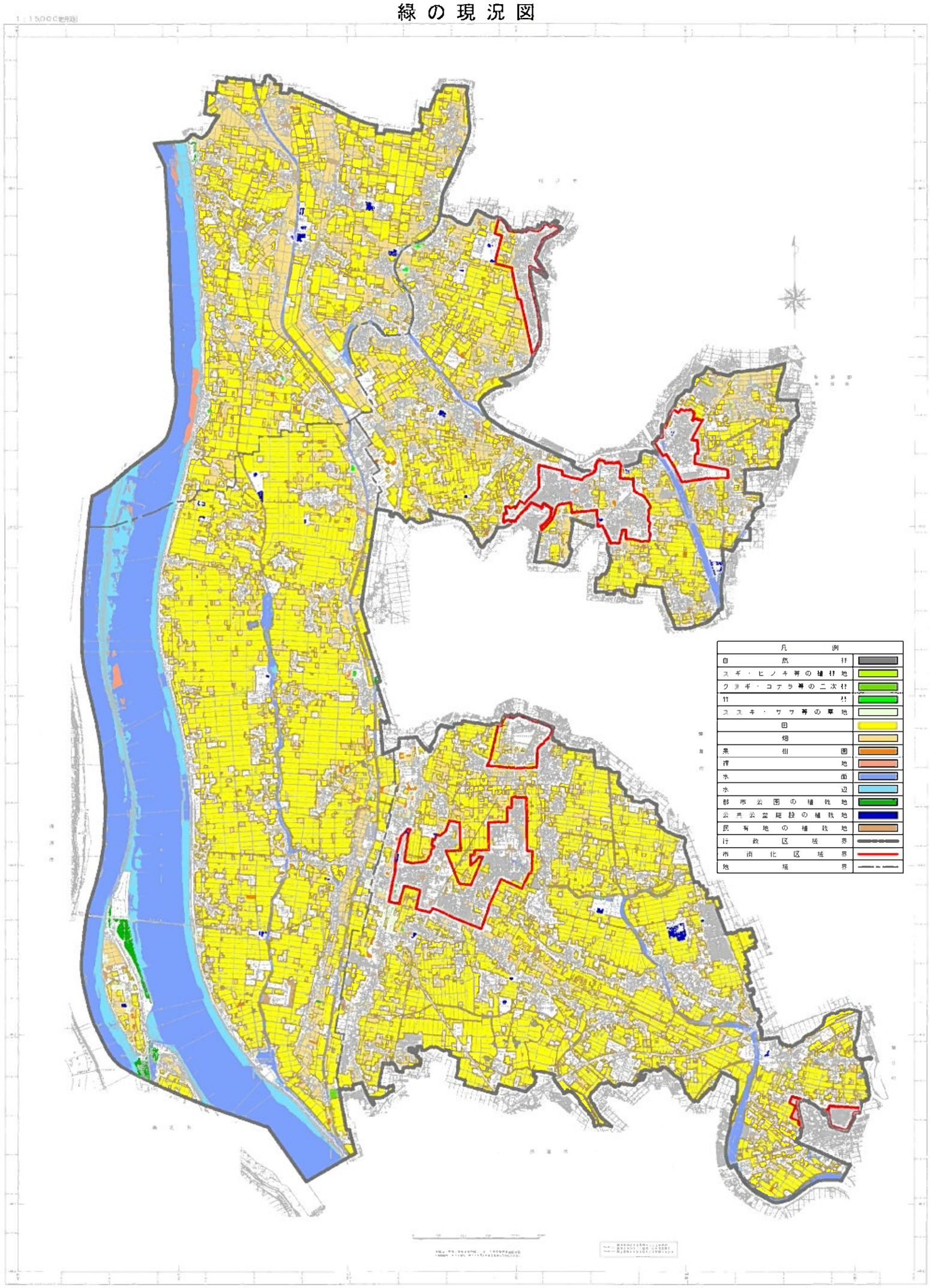
凡　例
自然林
スギ・ヒノキ等の植林地
クヌギ・コナラ等の二次林
竹林
ススキ・ササ等の草地
田
畑
果樹園
裸地
水面
水辺
都市公園の植栽地
公共公益施設の植栽地
民有地の植栽地
行政区域界
市街化区域界
地域界

２－２　緑地現況調査

本計画における「緑地」とは、都市公園やちびっこ広場、社寺林、学校の緑など、施設として担保されている緑（施設緑地）や、法律や条例等の指定により一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地）を指しています。

【緑地の定義】

緑地

施設緑地
- 都市公園・都市緑地
- 公共施設緑地
  （ちびっこ広場、学校の緑など）
- 民間施設緑地（社寺林など）

地域制緑地
- 法令によるもの
  （生産緑地地区*、河川区域*、農業振興地域*農用地区域*など）

１．都市公園・都市緑地の現況

市の都市公園のうち、都市計画決定された都市公園は、街区公園１箇所、近隣公園３箇所、地区公園１箇所の計５箇所となっており、そのうち68.5%が供用*開始されています。都市緑地は２箇所あり、木曽川東海緑地の都市計画決定面積974.6haは市域の14.6%を占めています。この木曽川東海緑地には、国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鵜戸川・船頭平河川公園）が含まれています。

重複を除いた都市公園・都市緑地全体の計画面積は986.7haであり、市域の14.8%を占めています。

【都市公園・都市緑地】

※平成21年２月現在

種類	名　称	計画面積/都市計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)	備　考
国営公園	国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鵜戸川）	36.0	15.7	都市緑地と重複 供用区域は東海広場（右岸）の一部
	国営木曽三川公園（船頭平河川公園）	4.8	2.7	都市緑地と重複
地区公園	4・4・11愛西市見水公園	6.6	4.1	
近隣公園	3・3・101中央公園	3.1	3.1	
	3・3・4海西公園	0.7	0.7	愛西市分のみ
	3・3・102リバーサイドパーク	1.2	—	
街区公園	2・2・101北河田公園	0.2	0.2	
都市緑地	2木曽川東海緑地	974.6	18.4	国営公園と重複
	3領内川緑地	0.3	0.3	
都市公園・都市緑地合計（重複除く）		986.7	26.8	

2．都市公園・緑地以外の施設緑地現況

都市公園・都市緑地以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地で遊び場等公園の形態をした緑地は、農村公園４箇所、児童遊園 18 箇所、ちびっ子広場 52 箇所、その他の公園６箇所があります。これらは市内に広く分散して設置されていますが、その多くは 1,000 ㎡を下回っています。また、屋外運動施設として、グラウンド７箇所、プール２箇所、ゲートボール場４箇所が設置されているほか、市内の小中学校の運動場や体育館が市民に開放されています。

また、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の水生植物園や森川花はす田、赤蓮保存田といった“ハス”の植物園等があり、多くの人が訪れています。

民間施設緑地としては社寺境内地があげられ、それらは歴史的・伝統的な文化に触れることができる身近な地域住民の憩いの場となっています。

3．法適用現況

都市計画法以外の法制度に基づき定められた区域として、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、文化財保護法に基づく文化財、及び条例等に基づく文化財があげられます。

生産緑地地区は、市街化区域に 25 箇所指定されています。

市街化調整区域の大部分が農業振興地域に指定されており、農用地区域はその約半分を占めています。しかしながら近年は宅地化による転用が進んでおり、農地は減少傾向にあります。

河川区域としては２本の一級河川と６本の二級河川があります。木曽川と長良川をつなぐ水門として明治時代に造られた船頭平閘門は、国の重要文化財に指定されています。

4．緑地現況量

前述の各緑地について整理した表を以下に示します。

【緑地現況量】

単位：ha

区分			（１）市街化区域 315ha	（２）市街化調整区域 6,348ha	（１）＋（２）都市計画区域 6,663ha
施設緑地	都市公園		0.2	26.3	26.5
	都市緑地		0	0.3 （国営公園との重複18.4ha除く）	0.3
	公共施設緑地		5.7	30.7	36.4
	民間施設緑地		2.8	14.6	17.4
	施設緑地合計		8.7	71.9	80.5
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区、緑地保全地域	0	0	0
		風致地区	0	0	0
		生産緑地地区	3.0	0	3.0
		農業振興地域農用地区域	0	2,964.0	2,964.0
		河川区域	4.6	1,084.9	1,089.5
	条例等によるもの		0	0	0
	地域制緑地小計		7.6	4,048.9	4,056.5
	地域制緑地間の重複		0	0	0
	地域制緑地合計		7.6	4,048.9	4,056.5
施設・地域制緑地間の重複			0.0	18.4	18.4
緑地現況量総計			16.3	4,102.4	4,118.6
緑地率（緑地現況量／区域面積）			0.1	0.6	0.6

※条例等によるものとしては、県及び市指定の文化財のなかから７箇所をとりあげていますが、面積は指定されていないため、数量は計上していません。

施設緑地現況図

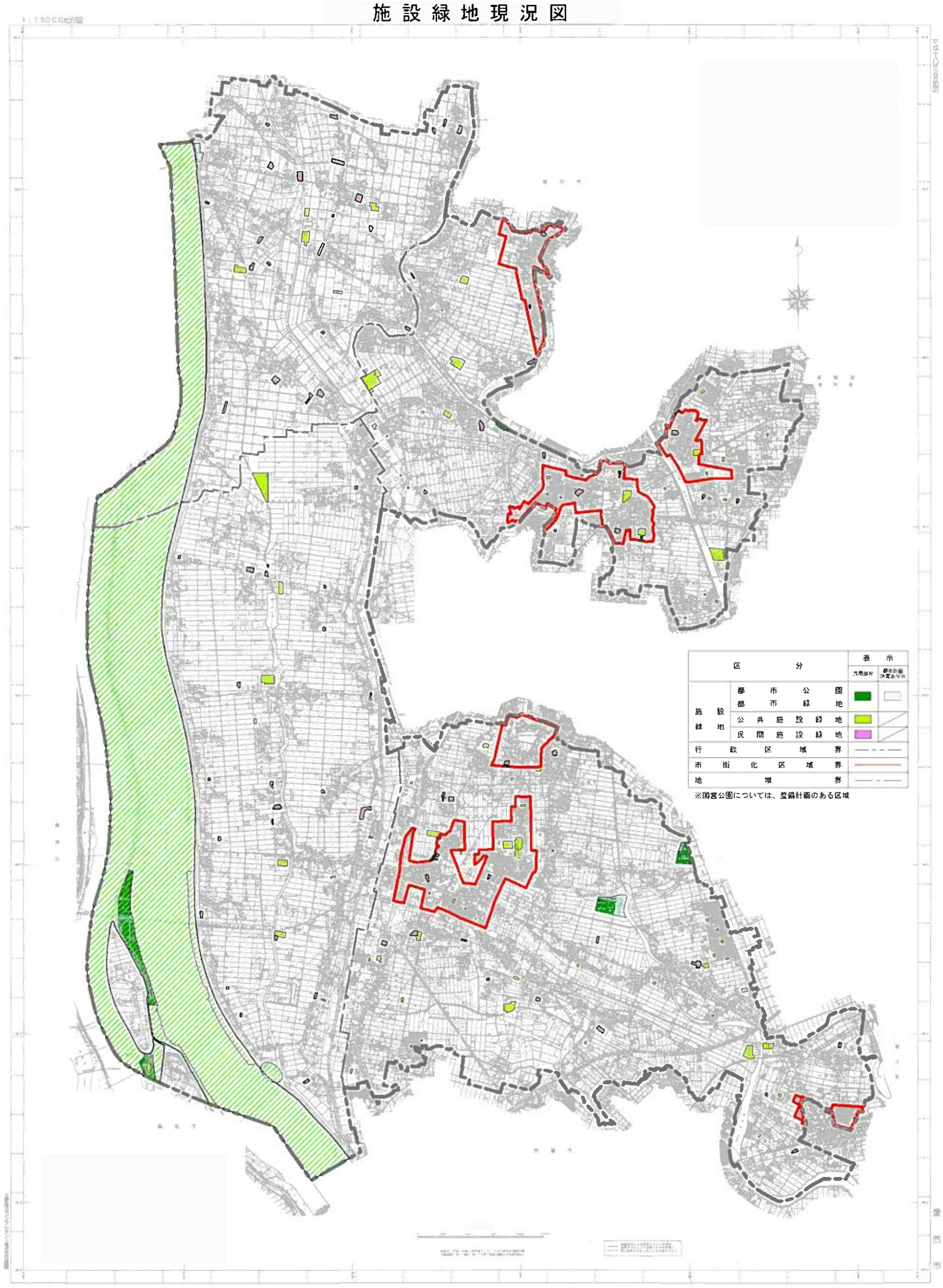
区分
表示
用途区分
都市計画決定あり
施設緑地
都市公園
都市緑地
公共施設緑地
民間施設緑地
行政区域界
市街化区域界
地域界
※国営公園については、整備計画のある区域

地域制緑地現況図

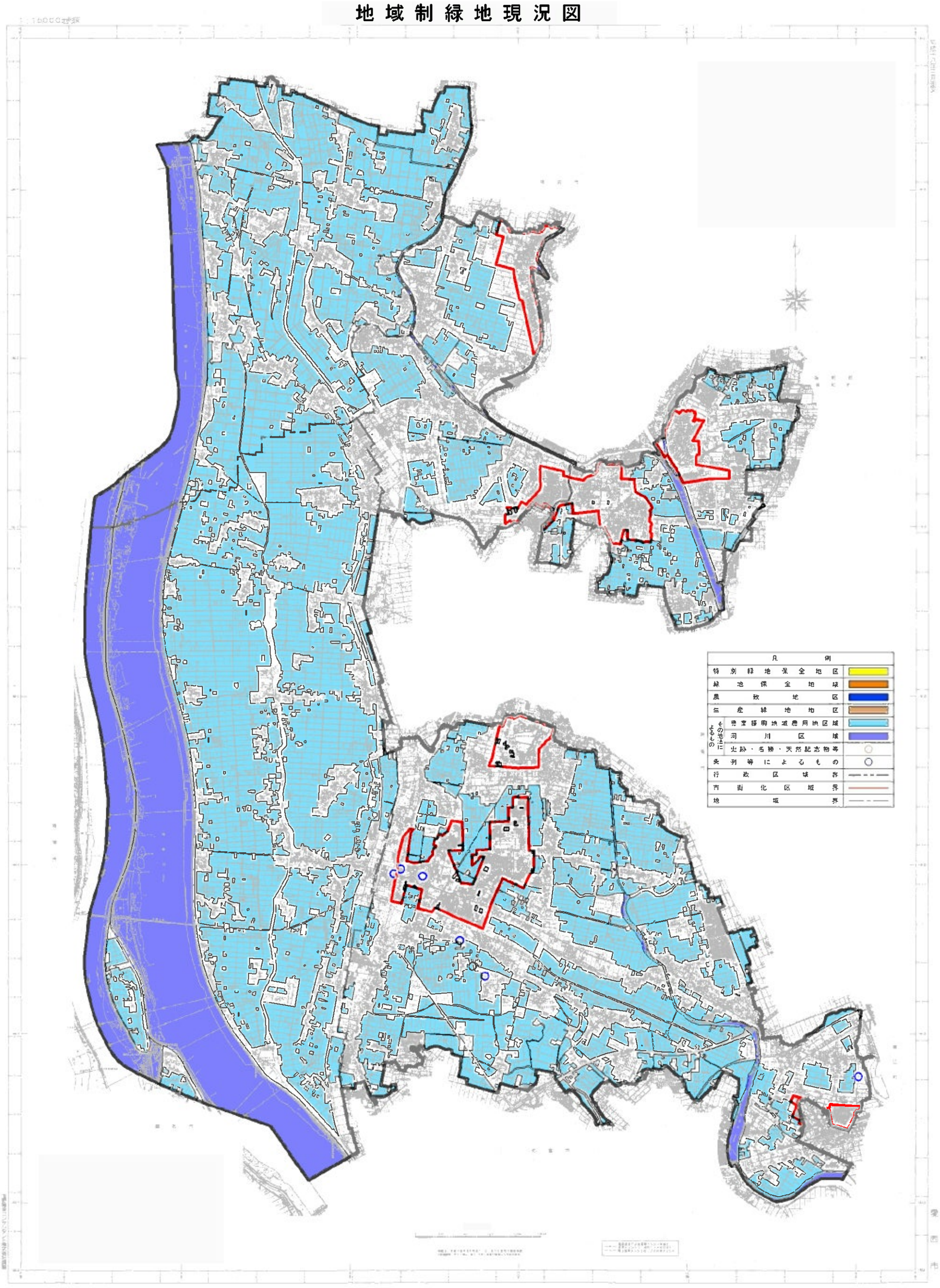
凡例
特別緑地保全地区
緑地保全地域
風致地区
生産緑地地区
その他に
市街化調整区域農用地区域
河川区域
史跡・名勝・天然記念物等
条例等によるもの
行政区域界
市街化区域界
地域界

緑地現況図

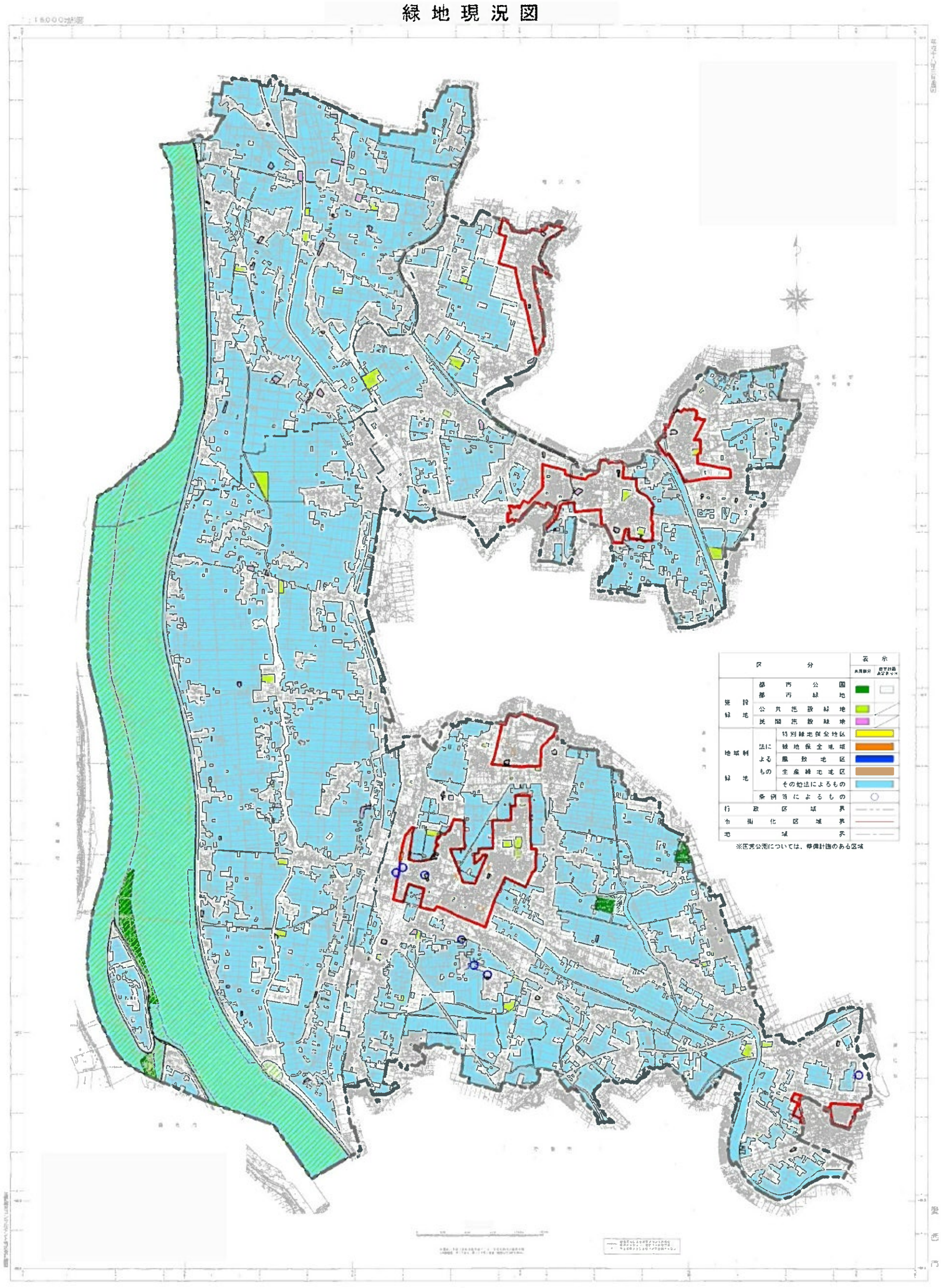
区分
表示
施設緑地
都市公園
都市緑地
公共施設緑地
民間施設緑地
地域制緑地
法によるもの
特別緑地保全地区
緑地保全地域
風致地区
生産緑地地区
その他法によるもの
条例等によるもの
行政区域界
市街化区域界
地域界
※医療公園については、整備計画のある区域

2－3　緑化調査

1．緑化状況調査

（1）公共公益施設の緑化状況

①道路等緑化状況

緑化されている道路の区間は８箇所あり、そのほとんどは中低木の植栽となっています。また、河川や水路沿いには桜が植えられ、市民に親しまれています。

【道路緑化位置図】

【桜並木位置図】

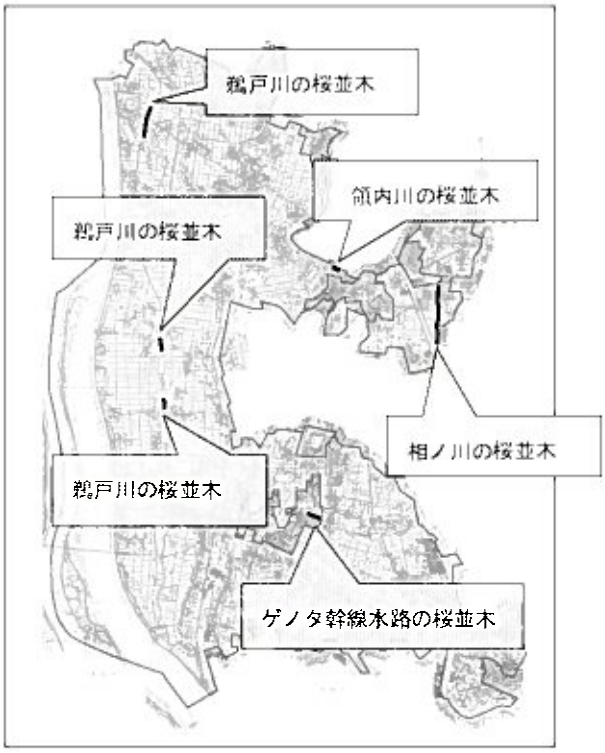

②公共公益施設の緑化状況

本市の公共公益施設において特に緑化された施設としては、社会福祉法人が設置する愛厚ホーム佐屋苑ほか、愛西市役所、中央図書館、佐屋公民館、社会福祉会館、八開総合福祉センターなどがあります。近年、公共公益施設を新しく建築する際には、美しい都市景観を形成し、市民に愛される施設となるよう、緑化への配慮が行われています。

佐屋公民館

（2）民有地の緑化状況

民有地の緑化として目立つのは社寺林であり、立田地域や八開地域では屋敷林もみられます。また、住宅や業務施設においても各々庭の緑や外構に配慮した施設がみうけられます。

２．緑化に関する条例など

本市において緑化に関する条例等は制定していませんが、地区計画*が１箇所（約 10ha）都市計画決定されており、垣・柵について生垣が奨励されています。

３．市民意識調査

（１）市民アンケート

平成20年度には、市民の約5%にあたる3,000人を対象として、緑に関する意識調査を行いました（回収率39.6%）。市民意識の傾向は以下のとおりです。

【全体的な意見】

・良いと思う自然環境や景観として最も多く選ばれたのは、「ハス田（ハスの花）」や「まとまった農地（田畑）」であり、愛西市ならではの風景や身近な田園風景が最も評価されています。
・身近な広場や公園の充実度については評価が低く、「大人も過ごせるようにする」ことや、「数を増やしたり、広い面積にする」ことが求められています。
・スポーツができる広場については、「今ある広場を充実する」ことや「数を増やす」ことが求められています。
・緑化については全般に関心が低いですが、その中では比較的、「道路沿道を緑化する」ことに関心が寄せられています。
・良くないと思うことや気になることとしては、①休憩場所や木陰の少なさ、②ゴミの投棄や空き地の管理、が最も多く選択されています。散策などもできるみどり環境の整備や公衆道徳の向上、草刈などの管理による、快適な環境づくりが求められています。
・今後の重点施策としては、①自然環境の保全、②公園や広場の整備、③官民協働*の維持管理が多く選択されています。

【自由記入】

・公園分布の偏りや公園へのアクセスの改善
・木陰や並木の整備
・子どもからお年寄りまで楽しめる公園の整備
・道路や公園における緑化の推進と適切な維持管理
・環境学習の機会の充実
・生き物がたくさんいる公園の整備
・庭木等のリサイクルの推進やリサイクル施設の設置
・市内外に向けたハス田のPR
・ゴミのポイ捨て防止、草刈、町内清掃の強化
・農地の維持管理への指導
・地域住民の組織化や意欲醸成の促進
・ウォーキング道路の整備や散策マップづくり
・河川の多自然型工法の導入
・経済的で効率的な緑化
・堤防道路の活用　　など

【今後重点的に行っていったほうがよいと思うこと（複数回答あり）】
※回答者数 1,189 人、無回答者数 21 人

選択肢	回答数	割合
農地や河川の自然環境を保全する	476	40.0%
家族で遊べる大きな公園を増やす	348	29.3%
運動できる広場を増やす	321	27.0%
日常の維持管理を官民協働で行う	286	24.1%
身近な公園を増やす	285	24.0%
ハス田を保全し観光の名所にする	263	22.1%
並木などを増やし名所をつくる	239	20.1%
駅前や道路沿道の緑化を進める	228	19.2%

選択肢	回答数	割合
神社や寺と一体の緑を保全する	130	10.9%
土に親しめる機会を増やす	100	8.4%
住宅地を緑豊かにする	98	8.2%
文化財と一体の緑を充実し名所にする	93	7.8%
公共公益施設の緑化を進める	83	7.0%
その他	56	4.7%
とくにない	49	4.1%
工業地の緑化を進める	25	2.1%

（２）市民代表会議*

平成21年度には、緑の基本計画策定に向けて市民代表会議をワークショップ*形式で3回開催し、市民と意見交換を実施しました。緑のまちづくりに必要な方策としてあげられた主な意見は以下のとおりです。

【農地について】
・市民農園や家庭菜園の場として農地を貸出し、遊休農地*の利活用を図る
・ハス田を観光要素として利活用する
・遊休農地を地域コミュニティの場として利活用する
【樹林地について】
・樹林地・樹木の維持管理に対する支援の充実を図る
・社寺林や屋敷林など、地域のシンボルとなる緑を保全する
【河川環境について】
・生態系に配慮した河川環境の保全・創出を図る
・散策路や並木の整備、土手の風景創出などを行い、河川・水路の親水性を高める
【公園について】
・地域の実情にあった公園の整備や配置の検討を行う
・公園緑地、街路樹などの維持管理の充実を図る
・公園設備や遊具の適切な維持管理を行う
【緑にふれるきっかけづくりについて】
・公園利用者などに、ポイ捨てや公園利用のマナー向上を呼び掛ける
・緑に関する知識や技術を習得するイベント・講習会などを開催する
・除草剤の適切な使用を指導する
・子どもが緑に触れる機会の提供や、環境教育の充実を図る
【市民の緑化活動について】
・市民への緑化に関するサービスの充実を図る
・市民参加による公園の緑化や、維持管理を行う
【施設の緑化について】
・大規模な企業跡地や沿道の緑化の検討を行う　　など

２－４　調査結果の解析・評価

緑は「環境保全」「レクリエーション*」「防災」「景観構成」の４つの大切な役割を担っています。現況調査や市民意識調査の結果などを踏まえたうえで、この４つの系統から本市の緑に関する解析・評価を行いました。

１．系統別の解析・評価のまとめ

（１）環境保全系統の解析・評価のまとめ

本市の骨格となる緑地は農地と河川・水路です。このほか社寺林なども貴重な野生動物の生息環境となっており、これらの緑は快適な生活環境の形成に寄与しています。

市街化調整区域の大部分は農業振興地域農用地区域に指定されており、その約半分が農用地区域となっています。しかし社寺林や屋敷林は減少しており、市民と協力し合いながら樹林地の保全を検討することが必要です。

市内を流れる河川・水路は治水対策により概ね整備されています。これに沿って桜並木が整備されているところもあり、市民に親しまれていますが、一方で自然性の低い区間もあります。河川・水路は生物の移動経路としても重要であり、生活環境をうるおいのあるものにするため、親水性や自然性を高める整備や、公園緑地とのネットワーク化が望まれます。水質については、以前より改善が進められていますが、引続き下水道整備などの取り組みを進める必要があります。

木曽川

水田

（２）レクリエーション系統の解析・評価のまとめ

市民の身近なレクリエーションの場としては、児童遊園やちびっ子広場、総合運動場などがあります。町村合併前の各町村ではスポーツレクリエーションに力を入れていたため、運動場等レクリエーション施設は比較的充実しており、学校の運動場や体育館も市民が利用できるようになっています。しかし、総合運動場など規模の大きな施設は市街地や集落から離れた位置にあり、市街地などに多く設置されているちびっ子広場は、高学年児童などが利用するには規模が十分な広さではありません。市民からも、多様な世代のニーズに対応した機能の充実や公園分布の検討など、地域の実情にあった公園を

求める意見が寄せられています。したがって、今後は歩いて行ける身近な場所に適正な規模の公園を確保し、ベンチなどの休憩施設や木陰を設けるなどの配慮が必要と考えられます。

自然系レクリエーションについてみると、本市は水辺に恵まれていますが、桜並木や木曽川河川敷の整備などを除けば、比較的消極的な利活用にとどまっています。レクリエーション系緑地としての活用の余地は多いため、今後レクリエーション空間として水辺を活かした魅力的な都市づくりが期待されます。

また、本市の特産農産物であるハス（レンコン）やハス田の景観は、市内外の観光客を呼び込む重要な要素となるため、その活用法も検討していく必要があります。

これらレクリエーション系の緑地は、ネットワーク化することにより利用が促され、新たな楽しみ方を生みます。河川・水路の河川敷や堤防道路、歩道はネットワークとして有効ですが、本市の状況をみるとそれぞれ単独で存在しており、市内をめぐるネットワークにまではなっていません。遊歩道やサイクリングロード、休憩場所の整備などにより、市内に分散するレクリエーション施設の~~とこれら河川・水路、歩道の~~ネットワーク化を図ることが望まれます。

海西公園

森川花はす田

（３）防災系統の解析・評価のまとめ

本市の市街地内やその周辺地では、1ha 以上のオープンスペースを有する施設が不足していますが、市街地を取り巻く農地を緊急退避地として活用することができます。このため、農地の維持を図りながら、救援活動や長期的避難等の場となりうるオープンスペースを確保していくことが望まれます。

その他、震災・火災時に延焼を防止したり、建物倒壊時の緩衝帯*となったりするオープンスペースを確保するなど、防災の観点から緑地確保を検討することも必要です。

さらに、災害時において避難路及び輸送路となる都市計画道路は、整備の推進が必要です。

中学校のグラウンド

佐屋総合運動場

（４）景観構成系統の解析・評価のまとめ

本市は市街化調整区域のまとまった農地や木曽川・長良川などの大きな河川があり、田園風景やゆったりと流れる水面、河川敷などの自然的景観に恵まれています。市民アンケートからも、愛西市らしい風景として農地や河川・水路に大きな関心が寄せられていることが分かります。

しかし自然景観に恵まれているために、緑化の必要性を感じにくくなっています。その中で市街地や市街化調整区域の宅地開発による住宅地、工業系施設などは、個々の敷地における緑化の状況はまだ不十分であり、主要道路沿道で宅地化している区間の景観は全体として緑のうるおいに欠ける感があります。まちの玄関口となる駅周辺においても、緑化による風景創出が望まれます。これについては、建築物や工作物のルール作りなどを合わせて行いながら、緑化を推進していくことが必要です。また、広がりのある景観を保つためにも、建築物や工作物の高さを制限するなどの措置を検討することが求められます。

桜並木などの街路樹は視覚的効果の高い緑であるため、適正な管理や延伸により景観形成に努めることが求められます。また民有地の樹木も、価値あるものについては地域のシンボルツリーとして保全に努めることが重要です。

また、恵まれた自然的景観をさらに良好にするため、草刈等の管理や水質の改善を行っていく必要があります。

小学校の外周部の緑化

ゲノタ幹線水路

2．総合評価

環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の４系統の解析・評価を受け、評価された要素を取りまとめて総合評価を行いました。

【総合評価のランク区分】

ランク	内　容	評価方法
A	最優先に整備又は保全が求められる緑地	４系統のうち３系統以上で評価され、そのうち評価ランクⅠが１つ以上ある緑地
B	将来に整備又は保全が求められる緑地	４系統のうち評価ランクⅡが２つ以上、又は１系統のみで評価ランク１が１つある緑地
C	整備又は保全が求められる緑地	上記以外の緑地

【総合評価】

対象となる緑地	緑地機能				備考	評価
	環境保全	レクリエーション	防災	景観構成		総合ランク
木曽川、長良川、善太川、鵜戸川	Ⅰ	Ⅰ		Ⅰ		A
日光川	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		A
領内川	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ		A
三毛川、目比川、新堀川		Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ		A
グノタ幹線水路		Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ		A
農業振興地域農用地区域	Ⅰ		Ⅰ	Ⅰ		A
伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地	Ⅰ	Ⅰ		Ⅱ		A
良好な植物群落等，野生動物生息地等である社寺境内地	Ⅰ	Ⅱ		Ⅱ		A
文化財と一体になった緑地	Ⅰ	Ⅲ		Ⅰ		A
都市公園	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ			A
相ノ川、温常寺川幹線水路		Ⅰ		Ⅱ		B
文化的意義を有する社寺境内地	Ⅰ	Ⅰ				B
その他社寺境内地		Ⅱ		Ⅱ		B
ハス田（植物園等）		Ⅰ	Ⅲ			B
学校開放施設の運動場，その他グラウンド（1ha 以上）		Ⅰ	Ⅰ			B
1,500 ㎡以上の都市公園以外の公園，グラウンド等		Ⅰ	Ⅰ			B
1,000 ㎡～1,500 ㎡の都市公園以外の公園		Ⅱ	Ⅱ			B
市街化区域の農地	Ⅲ		Ⅱ			C
東保八幡社のクロマツ	Ⅲ					C
500 ㎡～1,000 ㎡の都市公園以外の公園、グートボール場		Ⅲ	Ⅲ			C
都市計画道路		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	幅員 15m以上	C
養老山地，鈴鹿山脈				Ⅲ		C
藤浪駅周辺				Ⅲ		C

2－5　課題

以前から深刻化していたヒートアイランド現象や少子高齢化問題に加え、近年では食品の安全に関わる問題や地域コミュニティの希薄化など、様々な問題がクローズアップされるようになりました。

こうした背景のもと、環境問題に対する関心や、地域コミュニティの大切さを再認識する傾向も高まってきました。また地方分権の推進に伴い、地域らしさの創出や、自分のまちは自分でつくっていくという市民主体のまちづくりがより重視されるようになりました。本市の都市計画マスタープランにおいても「各地域性を活かした個性的で活力のある都市の創造」がうたわれています。

国勢調査によると、本市の人口は平成12年までは増加していましたが、平成12年から平成17年にかけては減少傾向へ転じており、今後も急激な人口増加は見込まれにくい状況となっています。

このような環境変化や、前述の現況調査結果などを踏まえながら、本市における緑の課題を以下に整理します。

（1）個性ある緑の保全

市民に親しまれるまちづくりを行うためには、本市の特性を踏まえた、愛西市らしい緑づくりを行う必要があります。軸となる樹林地が少ない本市にとって、広大な農地や大小の河川、地域に残る社寺林などは、貴重な緑の骨格となっています。これらの緑は、多様な生物の生息地や日常的なレクリエーションの場、災害の際の避難地など様々な役割を担っていることから、本市の自然資源の保全・活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

（2）今ある緑の充実

緑には様々な機能がありますが、量を増すだけでは緑本来の機能を活かしきれません。本市の人口が減少傾向にあることからも、「量」だけでなく「質」の向上に重点を置いた施策の展開を図っていく必要があります。市内に分布する公園緑地の配置や地域のニーズを考慮したうえで、機能の強化や維持管理の充実に取り組んでいくことが求められます。

（3）市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

快適な環境を形成するためには、人の多く集まる公共公益施設や駅周辺、教育施設など、まちの拠点となる施設の緑化が求められます。一体的なまちづくりを推進していくためには、様々な主体の連携が不可欠です。市民の積極的な参画はもちろん、市内に所在する事業者も地域社会の一員として、敷地内の緑化や地域活動への協力が求められます。

こうした活動を推進していくために、協働による緑化活動の取り組みや市民への支援を充実させる必要があります。

緑の課題図

市民アンケート、市民代表会議で挙げられた意見は●で示してあります。

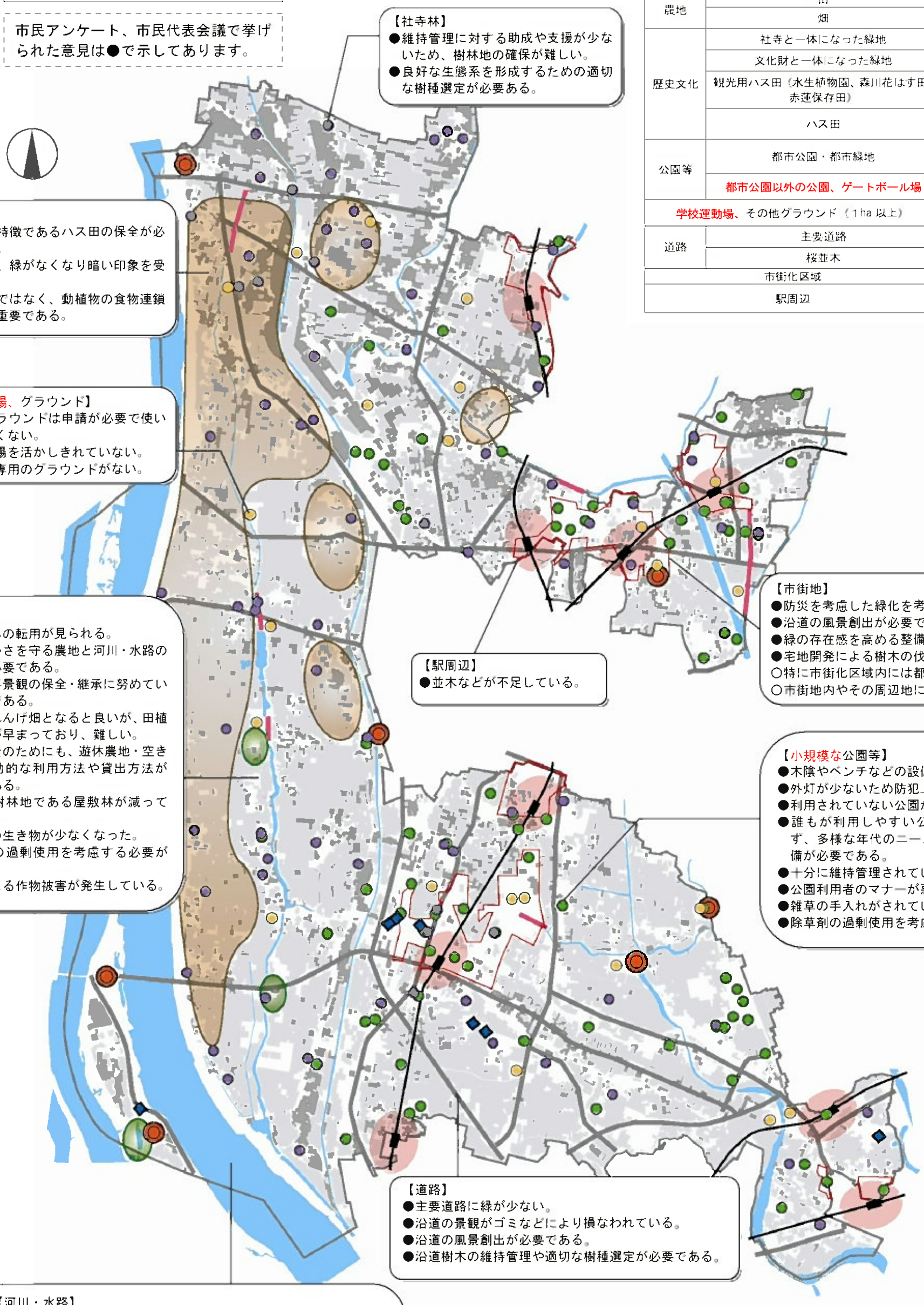

河川・水路		
農地	田	
	畑	
歴史文化	社寺と一体になった緑地	
	文化財と一体になった緑地	
	観光用ハス田（水生植物園、森川花はす田、赤蓮保存田）	
	ハス田	
公園等	都市公園・都市緑地	
	都市公園以外の公園、ゲートボール場	
学校運動場、その他グラウンド（1ha 以上）		
道路	主要道路	
	桜並木	
市街化区域		
駅周辺		

【社寺林】
●維持管理に対する助成や支援が少ないため、樹林地の確保が難しい。
●良好な生態系を形成するための適切な樹種選定が必要ある。

【ハス田】
●市の緑の特徴であるハス田の保全が必要である。
●秋～冬は、緑がなくなり暗い印象を受ける。
●景観だけではなく、動植物の食物連鎖の配慮も重要である。

【学校運動場、グラウンド】
●公園のグラウンドは申請が必要で使い勝手が良くない。
●学校運動場を活かしきれていない。
●スポーツ専用のグラウンドがない。

【農地】
●住宅地への転用が見られる。
●緑の豊かさを守る農地と河川・水路の整備が必要である。
●田園集落景観の保全・継承に努めていくべきである。
●水田がれんげ畑となると良いが、田植え時期が早まっており、難しい。
●緑の保全のためにも、遊休農地・空き地の有効的な利用方法や貸出方法が必要である。
●貴重な樹林地である屋敷林が減っている。
●田んぼの生き物が少なくなった。
●除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。
●動物による作物被害が発生している。

【駅周辺】
●並木などが不足している。

【市街地】
●防災を考慮した緑化を考えるべきである。
●沿道の風景創出が必要である。
●緑の存在感を高める整備が必要である。
●宅地開発による樹木の伐採が進んでいる。
○特に市街化区域内には都市公園が少ない。
○市街地内やその周辺地に、大規模公園がない。

【小規模な公園等】
●木陰やベンチなどの設備が少ない。
●外灯が少ないため防犯上危険である。
●利用されていない公園が多い。
●誰もが利用しやすい公園とはなっておらず、多様な年代のニーズに合った公園の整備が必要である。
●十分に維持管理されていない公園がある。
●公園利用者のマナーが悪い。
●雑草の手入れがされていない。
●除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。

【道路】
●主要道路に緑が少ない。
●沿道の景観がゴミなどにより損なわれている。
●沿道の風景創出が必要である。
●沿道樹木の維持管理や適切な樹種選定が必要である。

【河川・水路】
●自然性が低い箇所や親水性の低い箇所がある。
●生活排水による水質の汚染調査が必要である。
●下水道の整備が不十分である。
●河川・水路の清掃や草取りが必要である。
●コンクリート護岸にしたため、浄化力が減少している箇所がある。
●動力機が生物に与える影響の調査が必要である。
●除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。
●土手の景観を保全するため、土手の風景を創出する工夫や管理が必要である。

【地区全体にかかる課題】
●子どもが自由に遊べる場所が少ない。
●全体的にただ遊具のある広場となっており、特色がない。
●都市公園等の面積や箇所数が少ない。
●公園広場の配置が、地域によって偏っている。
●散歩コースや散策路の整備が不十分である。
●公共的な緑化だけでなく個人的な緑化も促す必要がある。
●公園やグラウンドへのアクセスの改善する必要がある。
○人口の7割程度が居住する市街化調整区域においても公園が必要である。

第３章　緑の将来像

これまでに整理した、本市の緑に関わる現状と課題や市民の想い等を踏まえて、緑に関する施策を適切に推進し、多様な緑を持つ都市づくりを進めます。

３－１　緑の将来像

本市の自然環境を形成する大きな構成要素として、広大な農地、市内を流れる大小の河川・水路があげられます。このほか社寺林や屋敷林も、貴重な緑の要素となっています。緑のまちづくりを行っていくためには、このような緑を地域に暮らす市民とともに守り活用していくことが重要です。

水と緑を軸として、市民と自然が、また市民どうしがつながっていく住みよい愛西市を目指し、本市の目指すべき緑の将来像を以下のように設定します。

水とみどりが豊かな　住みよいまち　あいさい

～多様な自然と人を和でつなぐ～

３－２　緑の将来都市構造

本市の緑の将来像を、市の総合計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画を踏まえ都市構造として示すと、次図（P33-34）のとおりです。次の要素から構成するものとします。

１．水と緑のネットワーク

（１）木曽川軸

木曽川・長良川の川沿いは、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】に指定されており、本市の自然環境を形成するうえで極めて重要な構成要素です。水と緑の環境形成上の骨格として「木曽川軸」に位置づけ、環境保全・共生を図ります。

木曽川

（２）田園軸

木曽川軸の東側には、水田とハス田をはじめとする美しい田園地帯が広がっています。おおむね市の西側を南北方向に伸びているため、「田園軸」と位置づけ、営農環境と美しい景観を守っていくものとします。土地利用の転換が行われる場合にも、可能な限り田園地帯のもつおもむきを阻害しないように努めます。

水田

（３）街路樹のネットワーク

都市計画マスタープランにおいて「都市間連携軸」に位置づけられている道路（国道 155 号、(主)津島南濃線、(一)津島海津線、(一) 佐屋多度線、(一)給父清須線、その他の都市計画道路）や、一部植栽が行われている道路を「街路樹のネットワーク」と位置づけます。維持管理や新規路線整備等の機会を活用して、街路樹等の植栽を行うとともに、歩行者空間の充実を図ります。

道路の緑化

（４）水辺のネットワーク

本市には、木曽川・長良川以外にも、日光川・善太川・領内川・鵜戸川・相ノ川といった河川・水路があり、うるおいあるまちづくりに欠かせない資源となっています。

これらについては都市計画マスタープランにおいて「親水環境軸」に位置づけられていますが、本計画においてはこの考え方を踏まえ「水辺のネットワーク」に位置づけ、水質の浄化と親水性の向上を図ります。

相ノ川

2．みどりの拠点

（1）都市型みどりのエリア

都市計画マスタープランにおいて「複合機能地区」に位置づけられている主要な鉄道駅周辺については、複合的な機能集積を促進することとされています。これらの地区においては、緑のまちづくりの観点も重視する「都市型みどりのエリア」に位置づけ、今ある緑を守るほか、建物の外周部や街路の植栽の充実を図り、都市的な空間にあってもうるおいを感じさせるようなまちづくりを推進します。

中央図書館

（2）みどりのメインスポット

国営木曽三川公園や、親水公園といった都市公園などを「みどりのメインスポット」に位置づけ、市民のニーズに対応した多面的な機能の維持・向上を図るとともに、公園の適切な維持管理、緑の保全と充実を図ります。

親水公園などの未供用部分については、整備の促進を図っていきます。

親水公園

（3）憩いのみどりのスポット

都市公園以外の公園で1,000㎡以上のものを「憩いのみどりのスポット」に位置づけ、身近に楽しめる公園として維持管理に努めます。中でも、1,500㎡以上のものは、施設更新に合わせて、都市公園と同等に機能の強化・充実を図ります。

二子ふれあい公園

（5）伝統的みどりのスポット

伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する社寺境内地や史跡などと一体となった緑の保全に取り組み、そのうち主要なものについては、「伝統的みどりのスポット」に位置づけます。

奥津神社

（6）生態系のスポット

生態系保全等の観点から、良好な植物群落や野生動物生息地の保全に取り組み、そのうち主要なものについては「生態系のスポット」に位置づけます。

石神社

緑の将来都市構造図

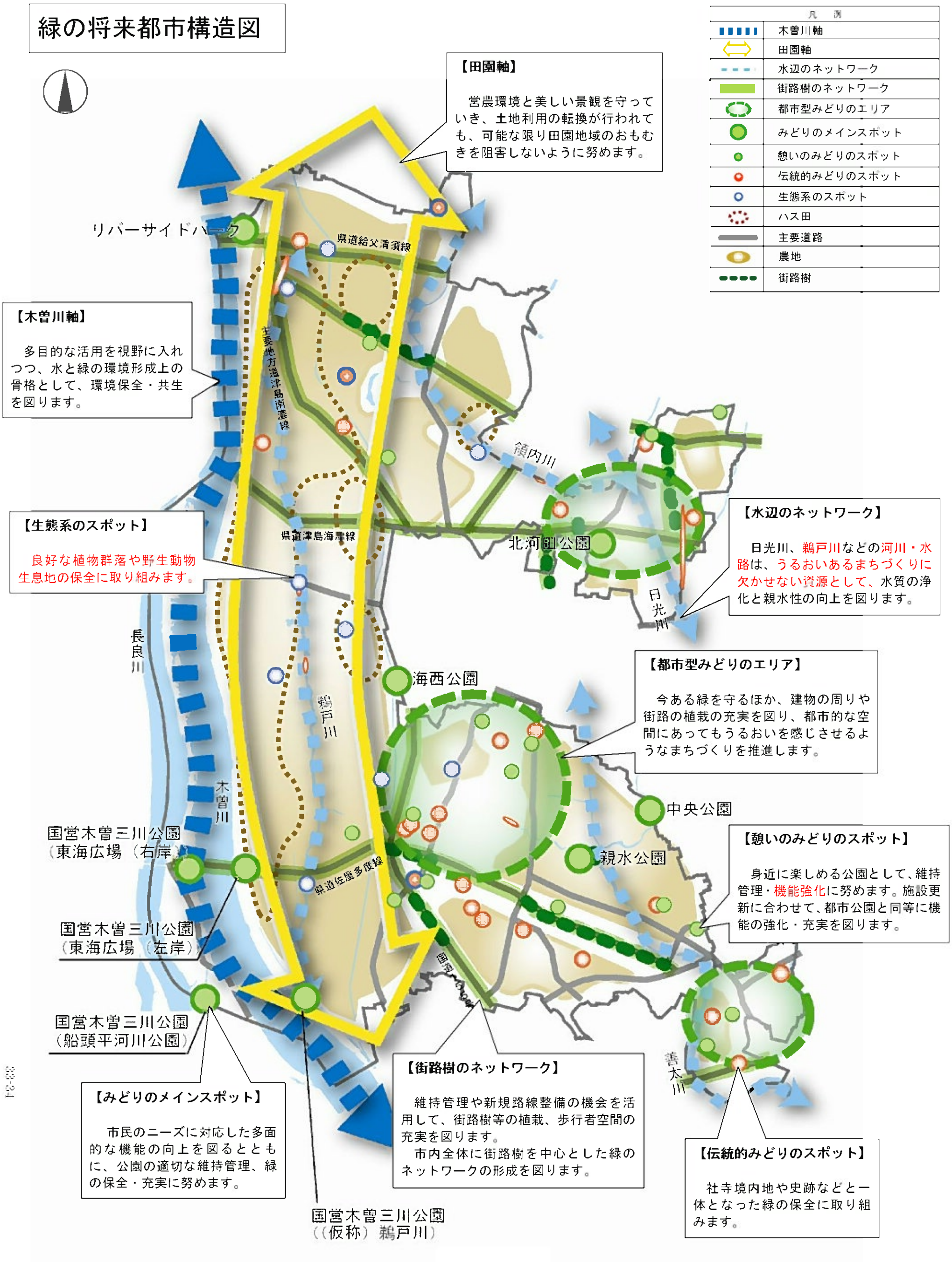
凡　例
木曽川軸
田園軸
水辺のネットワーク
街路樹のネットワーク
都市型みどりのエリア
みどりのメインスポット
憩いのみどりのスポット
伝統的みどりのスポット
生態系のスポット
ハス田
主要道路
農地
街路樹
【田園軸】
営農環境と美しい景観を守っていき、土地利用の転換が行われても、可能な限り田園地域のおもむきを阻害しないように努めます。
リバーサイドパーク
県道給父清須線
主要地方道津島南濃線
【木曽川軸】
多目的な活用を視野に入れつつ、水と緑の環境形成上の骨格として、環境保全・共生を図ります。
領内川
【生態系のスポット】
良好な植物群落や野生動物生息地の保全に取り組みます。
県道津島海津線
北河田公園
【水辺のネットワーク】
日光川、鵜戸川などの河川・水路は、うるおいあるまちづくりに欠かせない資源として、水質の浄化と親水性の向上を図ります。
日光川
長良川
海西公園
鵜戸川
【都市型みどりのエリア】
今ある緑を守るほか、建物の周りや街路の植栽の充実を図り、都市的な空間にあってもうるおいを感じさせるようなまちづくりを推進します。
木曽川
中央公園
国営木曽三川公園（東海広場（右岸））
親水公園
県道佐屋多度線
【憩いのみどりのスポット】
身近に楽しめる公園として、維持管理・機能強化に努めます。施設更新に合わせて、都市公園と同等に機能の強化・充実を図ります。
国営木曽三川公園（東海広場（左岸））
国道155号
国営木曽三川公園（船頭平河川公園）
【街路樹のネットワーク】
維持管理や新規路線整備の機会を活用して、街路樹等の植栽、歩行者空間の充実を図ります。
市内全体に街路樹を中心とした緑のネットワークの形成を図ります。
善太川
【みどりのメインスポット】
市民のニーズに対応した多面的な機能の向上を図るとともに、公園の適切な維持管理、緑の保全・充実に努めます。
国営木曽三川公園（（仮称）鵜戸川）
【伝統的みどりのスポット】
社寺境内地や史跡などと一体となった緑の保全に取り組みます。

３－３　計画の将来目標値（将来フレーム）

緑の将来像を実現するために、緑に関する目標値を以下のように設定しました。

■緑地率

本市の緑地現況量は 4,118.6ha となっており、その大半は農業振興地域農用地区域や河川区域が占めています。この緑地面積が計画対象区域に占める割合（＝緑地率）は、61.8%となっており、近隣市よりも高い結果となっています。

一方、平成 32 年度における将来人口は、本市の総合計画及び都市計画マスタープランによると 61,450 人とされており、現在よりもやや減少することが予測されています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業振興地域農用地区域の減少が懸念されます。そこで、公園の量的な拡大を図ることよりも、緑の質的な充実を図ること、今ある緑地や田園景観の保全を図ることに重点を置き、現在の緑地率の維持を図ることを目標とします。

現況値
約 62.0%

→

目標値（H32）
維持

■都市公園整備面積

本市には、市の都市公園が 5 箇所※ありますが、すべての公園において整備が完了しているわけではありません。そこで平成 32 年を目標に、整備の促進に取り組んでいきます。また市内には大規模な公園が不足しているため、国に対して木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の整備推進の要請を行っていきます。

その他、都市公園としての位置づけを視野に入れて、既存公園の機能強化を行い質の向上を図るなど、今ある緑を活かしながら緑地の確保を進めていきます。

このように都市公園の整備推進と、都市公園への移行を視野に入れた機能強化を行うことで、平成 32 年度までに約 40.2ha の都市公園整備面積確保を目指します。

※親水公園、中央公園、海西公園、リバーサイドパーク、北河田公園

現況値
約 26.5ha

→

目標値（H32）
約 40.2ha

１人当たりの都市公園整備面積
約 4.0 ㎡/人

１人当たりの都市公園整備面積
約 6.5 ㎡/人

第４章　緑のまちづくりの方向性

第３章に示した「緑の将来像」を実現するための「緑のまちづくりの方向性」を、本章に整理しました。

４－１　緑のまちづくりの基本理念

緑のまちづくりを進めるうえでの基本理念を、社会的背景を踏まえて、次のとおり設定しました。

（１）多角的視点からの取り組み

緑には、環境保全・大気浄化・景観形成・やすらぎの空間提供など、多面的な機能があります。単一の機能にのみ焦点をあてるのではなく、多面的な機能を維持・向上させる観点から、総合的な緑のまちづくりに取り組んでいきます。

水辺環境*の保全・整備についても、広義の「緑」に含めて捉え、まちづくりの対象とします。

（２）緑の保全と質的な充実の重視

田園地帯に囲まれ、大都市などと比較すると緑の空間に恵まれている本市は、将来的に人口減少傾向にあるため、今後公園や緑地を大幅に増やしていく必要性は必ずしも高くありません。

少子高齢化が進み市民のニーズが多様化していく背景を踏まえて、緑の量を増やすよりもむしろ現在ある緑を大切に守り、子どもからお年寄りまでが楽しめる公園へと機能を強化するなど、「質」の向上を図っていくことを重視します。

（３）多様な主体の連携による取り組み

緑のまちづくりは、公園づくりや緑地保全にとどまらず、例えば街路整備の際の植栽や、緑に関する学習の推進など、多様な分野に関連するため、幅広い部局が連携して進めていくものとします。

市民や事業者、ＮＰＯ、関係行政機関との協働も重視します。

イベントの共催など、場合によっては周辺市町村等との広域連携なども検討していくものとします。

４－２　緑のまちづくりの基本方針

前述の課題や基本理念を踏まえて、本市における緑のまちづくりの基本方針は、「個性ある緑の保全」の観点、「今ある緑の充実」の観点、そして「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」の観点から、次の３類型で構成するものとしました。

①『愛西市らしい緑を守る』

②『今ある緑を充実させる』

③『市民とともに緑を創り出す』

これらの基本方針を大きな軸として、緑のまちづくりを実現するための施策の展開を図っていきます。

【施策展開のイメージ】

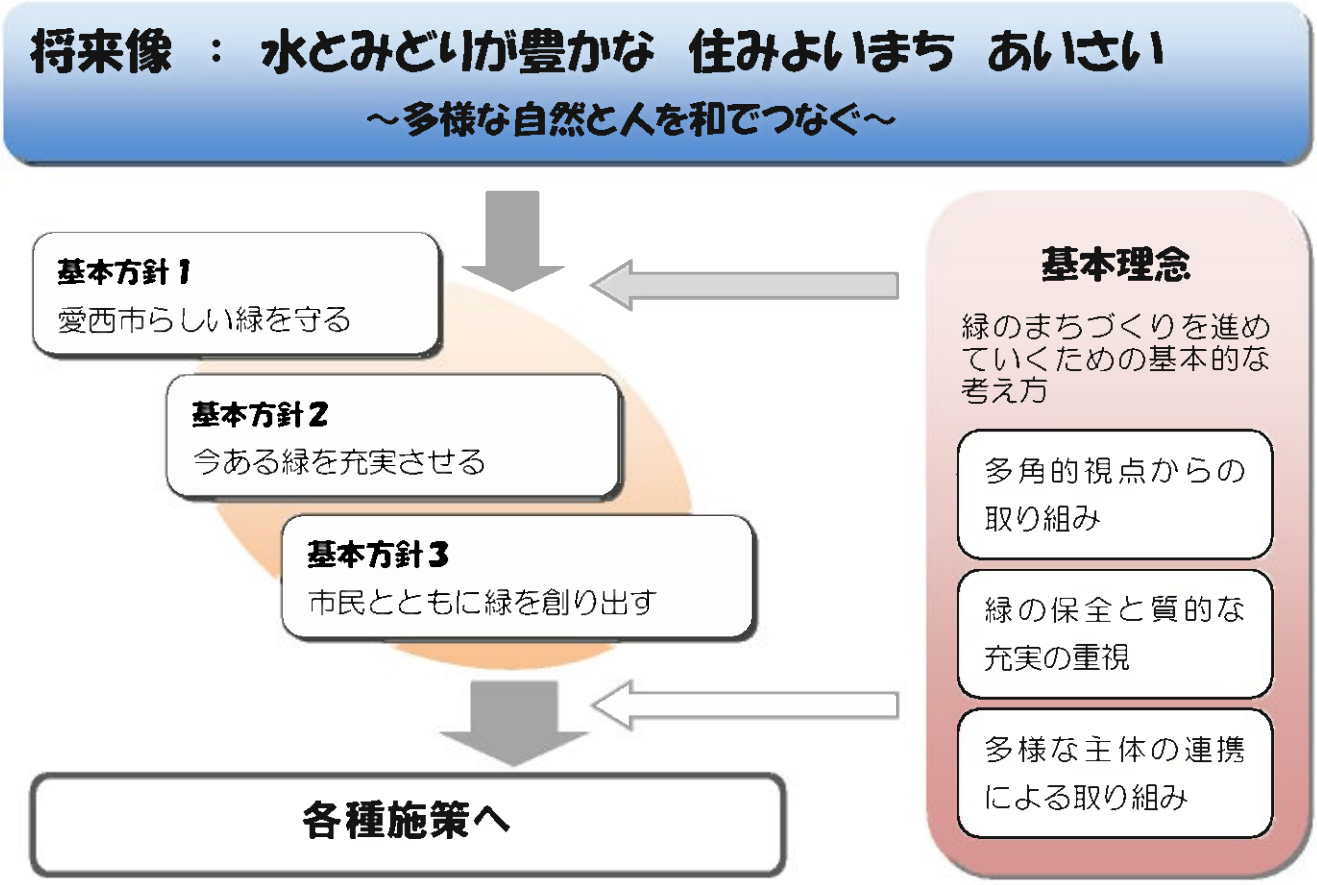

◆緑のまちづくりの将来像と施策体系◆

将来像：水とみどりが豊かな　住みよいまち　あいさい
～多様な自然と人を和でつなぐ～

基本方針	施策分野		施策の内容
愛西市らしい緑を　守る	1．農地の保全	(1) 農地を守る仕組みづくり	①土地利用計画制度の活用による保全（土地利用関連法令） ②営農環境の維持・向上（総合的な農業政策の展開・鳥獣被害・自然災害対策） ③良質な農地の保全・形成のための配慮（周辺樹林地の保全奨励・農薬適正使用等）
		(2) 遊休農地の利活用	①農園等としての活用（市民農園・体験農園等。小広場整備等による地域コミュニティの場創出） ②暫定的な緑化の検討
		(3) 特産農産物の利活用	①ハスの利活用（眺望スポット整備検討・収穫体験プログラムの充実） ②特産農産物のＰＲと啓発（知名度向上・食育への活用）
	2．樹林地・樹木の保全	(1) 樹林地・樹木を守る仕組みづくり	①保全のための法制度の活用（緑地保全地区や保存樹木の指定） ②所有者との協定による保全（協定締結・維持管理の支援策の検討） ③特色ある緑の保全（貴重な緑の周知とＰＲ）
	3．水辺環境の保全	(1) 水質の保全・再生	①水質検査の実施（定期的検査） ②水質浄化策の推進（下水道や排水施設の整備・モラル向上・植物や貝などを用いた水質浄化手法の適用検討）
		(2) 河川・水路の利活用	①河川・水路景観の保全（河川沿い樹木の保全強化・開発や広告物の規制・デザイン工夫） ②親水・レクリエーション機能の強化（多自然型護岸整備・眺望空間整備） ③水辺空間の多目的活用（環境教育・植物の生育実験、ビオトープ*としての活用等）
今ある緑を　充実させる	1．公園緑地の充実	(1) 公園緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成	①街路樹等の充実（並木と中低木の組合せ整備・花やせせらぎ・適切な樹種選定） ②河川・水路のネットワーク形成（土手の景観創出・遊歩道の整備等）
		(2) 公園緑地の適正配置とアクセス改善	①適切な公園配置の検討（需要動向に合わせた配置検討） ②公園へのアクセスの向上（歩道整備・バリアフリー*化・案内板充実等）
		(3) 公園緑地の機能強化	①特色ある公園づくり（シンボルカラーや市の木と花の活用・地域特性反映） ②誰もが利用しやすい公園づくり（ユニバーサルデザイン*、ベンチや外灯の設置等） ③公園緑地の多面的活用（環境教育・防災・レクリエーション等） ④ビオトープの形成（ビオトープとしての機能強化）
	2．緑の維持管理	(1) 公園や樹木の適切な維持管理	①公園の維持管理（ニーズに対応した維持管理・遊具の定期点検） ②樹木調査の実施（「樹木の健康診断」） ③適切な樹木管理の実施（剪定・落ち葉の清掃、剪定した枝葉の堆肥化等）
		(2) 市民参加による緑の維持管理	①市民による緑化への意欲向上の促進（関連情報の公開と提供等） ②市民参加機会の拡大（参加機会の提供・組織づくりの支援・植樹や改修など自主的取り組みへの支援）
市民とともに緑を　創り出す	1．緑にふれる きっかけづくり	(1) 緑のまちづくりの普及啓発	①マナー遵守の啓発（啓発活動の実施） ②緑に関する資料の作成と公表（資源マップ等の作成・公表、市の木や花のＰＲ等） ③子どもと緑のふれあい促進（草取り・清掃・環境教育等）
		(2) 緑のイベント開催	①緑化フェアなどの開催（関連イベントでのＰＲ・他都市との交流検討） ②講習会の開催（各種の講習会・勉強会の開催検討・市内の人材活用）
	2．緑のまちづくりを推進する仕組みづくり	(1) 市民の活動への支援体制づくり	①市民や市民団体への支援（情報提供・技術的支援） ②市民ボランティアの育成（「緑のボランティア」） ③緑化や良好な水循環に関する支援の充実（苗木や種の配布・剪定した枝葉の堆肥化支援・雨水貯留施設の転用に関する支援等）
		(2) 協働の取り組み	①官民連携の推進（協働の取り組み・地域別等のグループ活動等） ②庁内体制の充実（庁内の連携・情報共有化と体制整備）
	3．各種施設の緑化	(1) 駅周辺の緑化	①駅前空間の緑化（駅前広場の整備と並行または先行した緑化・シンボルツリーの植栽検討・緑化スペース確保の手法の検討） ②周辺部を含めた緑あふれる市街地の形成（都市的なみどり環境の形成）
		(2) 学校の緑化と多目的活用	①総合的な緑化の推進（保全維持管理・記念樹植栽等） ②環境学習にふさわしい場としての整備（環境教育の実践の場づくり・ビオトープ整備の検討等） ③地域のレクリエーションの場としての活用（グラウンド等の利活用の検討）
		(3) その他の公共公益施設の緑化	①大規模な施設における緑化の推進（率先した緑の保全と維持管理・充実） ②小規模な施設における緑化の推進（屋上緑化*や壁面緑化*を含めた多面的な緑化・効果的な緑化）
		(4) 道路の緑化	①主要道路の整備による緑化（風格や個性の創出） ②沿道空間の一体的緑化（生活道路などの沿道の一体的緑化等） ③道路緑化全般の推進（歩行者専用道路としての緑化・コミュニティ道路整備による緑化等）
		(5) 住宅地の緑化	①統一的緑化と個性的緑化の両立（街路樹の統一・適切な樹種選定のアドバイス・地域ごとの個性の創出） ②生垣化の推進（生垣化のＰＲ、推進策の検討） ③緑化に関する支援の充実（苗木や種の配布・枝葉の堆肥化支援等）
		(6) 民間企業敷地などの緑化	①産業系用地の緑化の推進（産業拠点形成に合わせた緑化等） ②工場及び事業所の緑化の推進（大規模工場の法に基づく緑化・小、中規模の工場及び事業所の緑化推進） ③大規模な施設跡地の緑化の検討（ごみ清掃工場跡地等における緑化検討）

第５章　緑のまちづくりの分野別方針と施策

本章では、緑のまちづくりを進めていくうえでの基本方針と施策展開の方向性を、分野別に整理します。

５－１　「愛西市らしい緑を守る」ための方針と施策内容

１．農地の保全

農地は、本市の緑を構成する最大の要素の一つであると同時に、「食」を支える基盤、雨水調整を行う涵養地、災害時の避難地など、様々な機能を有している重要な緑です。したがって、農地の維持・保全を図るだけでなく、活用についても積極的に検討していきます。

（１）農地を守る仕組みづくり

①土地利用計画制度の活用による保全

国土利用計画法・都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・生産緑地法といった土地利用計画にかかわる法律にもとづいて、保全すべき農地を明確化し、将来にわたって保全していきます。

②営農環境の維持・向上

生産性の高い農業の確立など総合的な農業政策の展開により、営農継続を支援することで、結果として農地が残されるように取り組みます。

鳥獣被害や自然災害から農作物を守るための各種支援策も検討・実施していきます。

③良質な農地の保全・形成のための配慮

美しく良質な環境をもつ農地を守り育てるため、営農者自身の努力も欠かせません。農薬・除草剤の適正使用について、今後も県や農協など関連機関と連携した啓発活動等を継続します。

また、②の支援策を講じるとともに、農地周辺の樹林地の保全の奨励や、農地付近の景観を阻害する要因となっている広告物等の適正化にも努めます。

（２）遊休農地の利活用

①農園等としての活用

遊休農地については、市民農園、体験農園など、レクリエーション需要に応える場として、~~の貸し出しなど、~~活用方策を検討・推進していきます。田植えや栽培、収穫といった農業体験プログラムを充実することも検討していきます。

小広場を付属整備することなどで、地域コミュニティの活動の場や市内外の人たちの交流の場の創出を図ります。

②暫定的な緑化の検討

農地として利用される見込みがなく、宅地転用も難しい、あるいは不適切な遊休農地のうち、特に美しい景観形成が求められるようなところでは、緑化や花を植えるなど、暫定的な緑化の可能性を検討します。

（３）特産農産物の利活用

①ハスの利活用

本市の特産農産物であるハスを最大限に活用した取り組みを展開します。

景観面で特徴的であることから、ハス田の眺望スポットを整備・紹介することや、ハス（レンコン）の収穫を体験するプログラムの充実も検討します。

②特産農産物のＰＲと啓発

貴重な田園景観を守るためには、特産農産物の知名度をさらに向上させていくことも必要です。道の駅立田ふれあいの里を観光拠点として、ハス（レンコン）をはじめとする本市の特産農産物を市内外にＰＲすることに努めます。

また、市民、特に子どもたちに意識を高めてもらうための啓発活動も重要です。学校給食において特産農産物を生かしたメニュー導入を促進するなど、「食育*」などの施策を進めます。

２．樹林地・樹木の保全

本市には、まとまった樹林地は少ないですが、景観構成要素やビオトープ*としての役割を担うため、その保全・充実に努めていきます。

（１）樹林地・樹木を守る仕組みづくり

①保全のための法的制度の活用

特に貴重であったり特徴的であったりする緑がみられる場合には、緑地保全地区*や保存樹木*といった法令に基づいた区域や樹木の指定を検討します。

②所有者との協定による保全

①の指定が難しい場合には、緑地や樹木の所有者と市との間で協定を締結して、維持管理のための支援対策を講じたりするなど、所有者の負担を軽減させる手法を検討します。

③特色ある緑の保全

①の指定や②の協定に至らない場合でも、貴重な緑の周知・ＰＲなどを検討していきます。

「良好な植物群落、野生動物生息地等」「良好な水辺地である動植物生息地」「伝統的・歴史的風土を代表する緑、水辺等」「文化的意義を有する緑、水辺等」を、現況において整理しているため、当面これらを候補として取り組みを進めます。

３．水辺環境の保全

木曽川・長良川をはじめとする河川のほか、鵜戸川などの水路を含めて、うるおいのある水辺環境を守るための取り組みを進めます。

（１）水質の保全・再生

①水質検査の実施

市内の河川・水路のうち主要な箇所については、定期的に水質検査を実施し、必要に応じて特定箇所の随時検査等の実施も検討します。

②水質浄化策の推進

水質を浄化するため、自然環境の保全に向けた計画的な下水道事業の促進、排水施設の適切な維持管理、汚染防止に関わるモラル向上の呼びかけ等を図ります。

植物や貝などを用いて水質を浄化する手法も研究・開発されてきているため、その適用についても検討します。

（２）河川・水路の利活用

①河川・水路景観の保全

木曽川・長良川については、国や流域自治体と連携しながら、水質の保全・向上、無秩序な開発や広告物等の規制などを行い、周辺と一体となった河川・水路景観の保全に努めます。

その他の河川・水路についても良質な景観が形成されるように、護岸の橋などのデザインを検討します。

②親水・レクリエーション機能の強化

河川・水路は、排水処理や水害防止だけでなく、自然に親しむためのレクリエーション機能も併せ持っていることから、親水性を高めるための工夫を図ります。

具体的には、垂直のコンクリート護岸を緩傾斜の多自然型の護岸に改良したり、河川沿いに遊歩道や休憩スペースを設けたり、橋に眺望のための眺望スポットを整備することなどが考えられます。

③水辺空間の多目的活用

水辺空間は、②の親水やレクリエーションの機能に加えて、環境教育や植物の生育実験の場、ビオトープ~~の整備~~など、多目的な活用を検討していきます。

「愛西市らしい緑を守る」ための方針図

	伝統的みどりの保全・PR
	生き物の生息環境の保全・PR
	河川・水路景観の保全 親水性の向上や多目的活用の検討 水質の保全・再生
	特産農産物を発信する拠点づくり

凡　例	
	河川・水路
	農地
	生産緑地地区
	ハス田
	主要道路
	街路樹

５－２　「今ある緑を充実させる」ための方針と施策内容

１．公園緑地の充実

市内の公園緑地について、相互のネットワーク化と適切な配置を図るとともに、様々な観点から機能の強化を図ります。

（１）公園緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成

①街路樹等の充実

主要道路を中心に街路樹等の充実を図ります。

維持管理や新規路線整備などの機会を活用した並木の整備や、中木や低木を組み合わせた植栽などを検討します。カラフルな花で飾ることや、せせらぎを組み合わせて整備することも考えられます。植栽にあたっては、本市の気候風土や整備する道路の特性（排気ガスの程度等）を考慮して適切な樹種を選定するものとします。

このように、主要道路での街路樹等の充実により、可能な限り公園緑地が緑でネットワークされるように努めます。

【用途に合わせた樹木】

用途	選定の考え方
大気浄化作用に優れた樹木	樹木は光合成により二酸化炭素を吸収すると同時に、空気中に含まれる大気汚染物質（汚染ガス）も吸収します。住宅地や学校などは大気浄化能力が高い樹種を選択し、工場や通行量の多い沿道などは大気汚染の耐性についても考慮することになります。 【大気浄化作用に優れた樹木の例】 中高木……オオムラサキ、シデコブシ、トサミズキ、ニシキギ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウなど 落葉高木…イチョウ、エゴノキ、エノキ、クヌギ、ケヤキ、サルスベリ、シダレザクラ、センダン、ナンキンハゼ、ハルニレ、ミズキ、モモなど 常緑高木…ヤマモモなど 【大気汚染耐性の優れた樹木の例】 オオムラサキ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウ、イチョウ、ヤマモモなど
耐火性に優れた樹木	規模が小さくオープンスペースを有する施設が不足している地区においては、耐火性に優れている樹木などを積極的に取り入れ、避難地・避難経路となる公園や主要道路を緑のネットワークでつなぐことが重要です。 【例】 キョウチクトウ、ササンカ、サンゴジュ、シラカシなど

参考：大気浄化植樹マニュアル　など

②河川・水路のネットワークの形成

木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】など、木曽川河川敷を活用したレクリエーション機能の充実や、日光川・善太川などにおける親水空間の整備、~~水質の浄化や~~土手の景観創出を図ることなどにより、市内の河川・水路のネットワーク化を図ります。また河川沿いの遊歩道の整備などに努めます。

（２）公園緑地の適正配置とアクセス改善

①適切な公園配置の検討

都市公園が不足している地域については、既存の児童公園等の質を高めて都市公園と同等の機能を持たせるなど、地域の都市公園を充足するための手法を検討します。

②公園へのアクセス向上

主要な公園については、その利用のしやすさを高めるため、そこに至る歩道整備を進めたり、バリアフリー化を図ったりするなどして、アクセスの向上を図ります。必要性に応じて、案内板などの設置も検討します。

（３）公園緑地の機能強化

①特色ある公園づくり

本市の公園には、愛西市ならではの雰囲気をもたせることが望ましいといえます。シンボルカラーや市の木（マキ）・市の花（ハス）等を活かした公園づくりを推進していきます。

地域特性にあった公園づくりにも留意します。

②誰もが利用しやすい公園づくり

公園は、高齢社会に対応してバリアフリー化されたものとしていきます。子どもから高齢者まで、障害をもった人も気軽に安全に利用できるように、改修や新規整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。

またベンチの設置や樹木の植栽を行うほか、外灯や足元灯、カーブミラーなどの設置を推進し、誰もが安心してくつろげる公園づくりに努めます。

③公園緑地の多面的活用

公園緑地は、幼児・子どものみならず、成人の環境教育の場としても活用を考えていきます。また、災害が発生した際には避難場所となり延焼遮断等の防災機能をもつことから、防災機能の強化も考慮します。

なお現在、国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鵜戸川）では、広域的なレクリエーションの拠点を目指して、各種スポーツやイベント、デイキャンプなど様々なレクリエーションを楽しむことができる場としての整備を進めています。

④ビオトープの形成

河川沿いの空間では多様な生き物の生息環境の保全・再生を目指し、ビオトープとしての機能強化を図っていきます。

2．緑の維持管理

緑豊かなまちづくりを進めていくため、公園や樹木、樹林地、河川など今ある緑の適切な維持管理を行っていきます。

（1）公園や樹木の適切な維持管理

①公園の維持管理

主要な交流拠点となる中央公園~~及び海西公園~~、北河田公園などの都市公園については、利用者のニーズに対応した適正な維持管理を行います。親水公園については、維持管理と併せて未供用部分の整備も推進していきます。

またその他公園についても、遊具や各種設備の定期的な点検を行うなど、特に児童にとっての安全性の確保を重視していきます。

②樹木調査の実施

緑地や貴重な樹木については、虫害による枝枯れなどを防ぐため、随時または定期的に樹木調査（仮称「樹木の健康診断」）の実施を検討します。

③適切な樹木管理の実施

成長しすぎた街路樹や公園の樹木は、近隣住民の迷惑となるほか、交通安全や防犯の観点からも望ましくありません。視界の邪魔になる枝葉の剪定や、落ち葉の清掃などの維持管理活動を計画的・定期的に行っていきます。

また剪定した枝葉については堆肥化を行うなど、リサイクルの視点も重視します。

（２）市民参加による緑の維持管理

①市民による緑化への意欲向上の促進

公園緑地の全てを行政が維持管理していくことは、コストや効率などの面から考えて困難です。「協働のまちづくり」には市民の協力が不可欠なことから、緑化活動への市民の参加は大変重要です。現在、公園などの一部で町内会による除草・清掃活動や市民ボランティアによる道路の維持管理が行われています。

こうした緑の維持管理に地域住民が積極的・主体的に関われるように、関連情報の公開・提供等により、意欲・関心を高めていきます。

②市民参加機会の拡大

啓発活動の促進とともに、公園づくりに関わる検討の場への市民の参加機会の提供や、市民団体やＮＰＯ等の組織づくりの支援を行うことなどで、市民参加の機会の拡大を図ります。

地域住民による、公園や道路、河川・水路の美化活動等が活発化し、将来的には、地域の提言と取り組みにより苗木の育成や植樹を行ったり、公園緑地を改修したり新設したりすることを目指します。

「今ある緑を充実させる」ための方針図

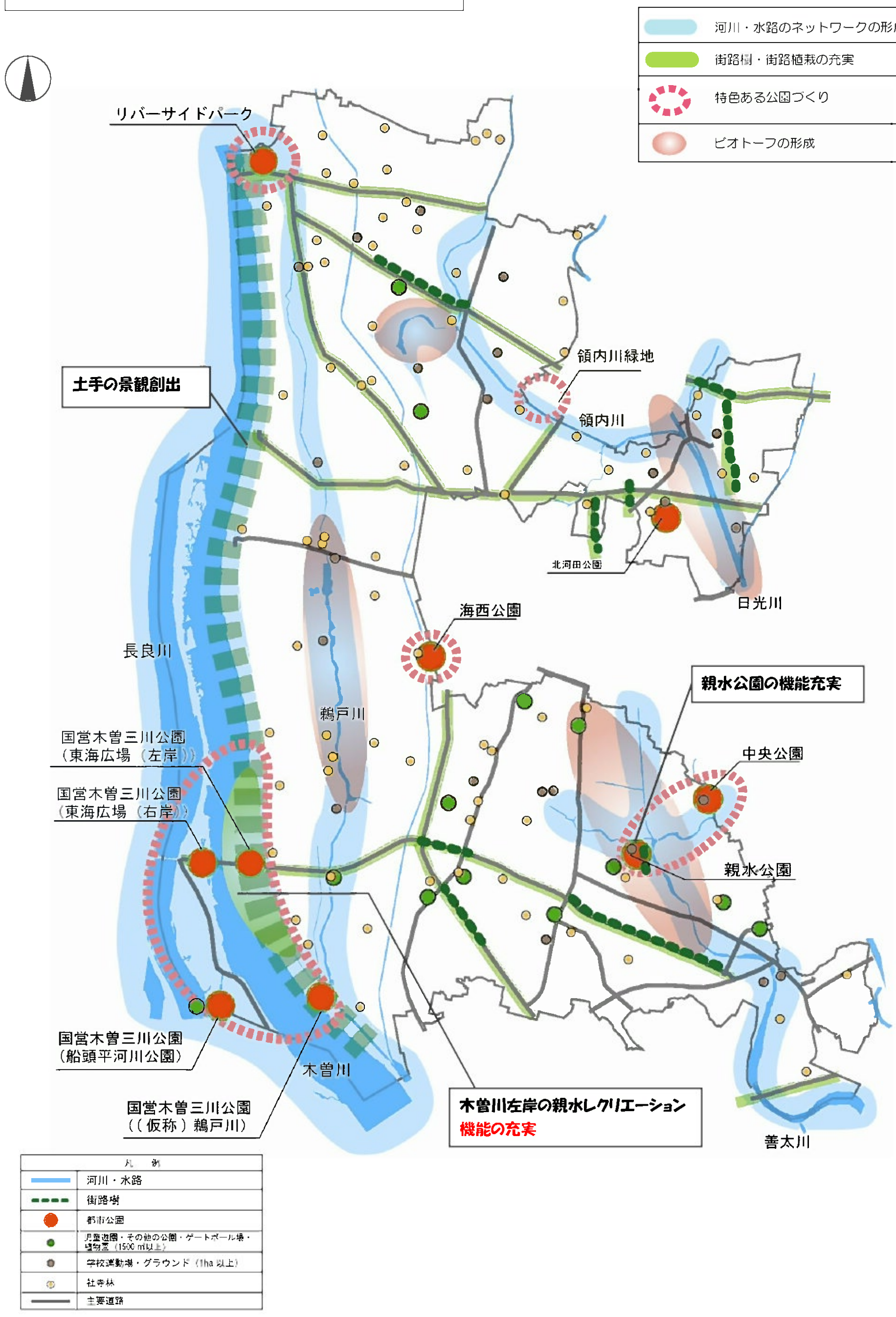

５－３　「市民とともに緑を創り出す」ための方針と施策内容

１．緑にふれるきっかけづくり

田園地帯に囲まれた環境にある本市にとって緑は身近な存在ですが、緑を守り増やしていくためには、明確な意思をもつことが必要とされます。そのためのきっかけづくりを多彩なメニューで行います。

（１）緑のまちづくりの普及啓発

①マナー遵守の啓発

良質な緑の空間を守っていくための、マナー遵守に関わる啓発活動を行います。

②緑に関する資料の作成と公表

「緑の資源マップ」など、本市の緑の現状をわかりやすく視覚的に伝える資料やパンフレットの作成・公表を推進します。作成にあたっては、市民や事業者からの情報の活用も検討していきます。

また、市の木（マキ）・市の花（ハス）のＰＲも広く行っていきます。

③子どもと緑のふれあい促進

幼稚園、保育園、小学校や中学校等において、農業体験や、公園・緑地や水路等の清掃活動など、各々の発達段階に応じた環境教育を推進します。

（２）緑のイベント開催

①緑化フェア~~や植木市~~などの開催

緑化フェアなど緑に関連するイベント開催やその他イベントでのブース開設などを検討します。これらの機会を活用して、緑の重要性のＰＲと知識の普及に努めるとともに、実際の緑化活動を支援していきます。

周辺の都市や大都市など、他の自治体との交流事業を開催する可能性も検討していきます。

②講習会の開催

農業技術の指導、環境学習、自主的に取り組める緑化の紹介など、緑に関わる各種の講習会・勉強会の開催を検討します。講師等は、市内の人材を活用することに努めます。

2．緑のまちづくりを推進する仕組みづくり

実際に緑化を推進するための前提として、体制や仕組みを充実させていきます。

（1）市民の活動への支援体制づくり

①市民や市民団体への支援

市の広報誌やホームページを活用するなど緑に関する情報提供の仕組みを確立し、緑に関する市民への意識啓発と情報の共有化を図ることにより、協力体制の充実や、専門家の派遣等による技術的な支援を推進します。

②市民ボランティアの育成

市民が緑化や水質浄化などに取り組む「緑のボランティア」の育成を検討・推進します。

③緑化や良好な水循環に関する支援の充実

緑化フェアなどの機会を活用して、市民等に苗木や花の種の配布を行い、市民・事業者による自主的な緑化活動を支援します。剪定した枝葉の堆肥化を推進するような「緑のリサイクル」や、植樹する場所の提供に関する相談に応じることも検討します。

また、本市では、降水時の河川等に対する負担軽減や、雨水及び資源の有効利用の促進など、良好な水循環を形成するための対策の一つとして、下水道に接続の際不要となる浄化槽を雨水貯留施設等に転用するための費用について、補助金の交付を実施しています。

（2）協働の取り組み

①官民連携の推進

緑のまちづくりは行政機関のみの力では十分に効果をあげることができません。上述の支援の実施とともに、公園等の草刈り、清掃、花いっぱい運動のような緑化活動等を地域住民と協働で行うことで、緑豊かなまちづくりを推進します。

②庁内体制の充実

緑化や水辺環境の整備などの緑のまちづくりは、多角的視点を必要とすることから、担当部局のみならず、庁内の関係所管が連絡調整を行いながら進めていく必要性が高いといえます。

そのための情報の共有化や体制整備などを検討・推進します。

3．各種施設の緑化

各種施設緑化は、緑化スペースが限られる市街地において、ヒートアイランド現象や環境問題の緩和に寄与する効果的な取り組みと言えます。

駅周辺・学校・その他の公共公益施設（市役所、福祉センター、公民館、図書館等）・道路・~~住宅地・~~民間敷地など、緑化の対象となる施設は様々です。各々にふさわしい形態の緑化を進めていくものとします。

（1）駅周辺の緑化

①駅前空間の緑化

鉄道の駅前については、駅前広場の整備と並行あるいはそれに先行して、各々にふさわしい緑化を進めます。

各駅の特徴を出す「シンボルツリー」の植栽等も検討します。

緑化のための空間が不足する場合には、そのスペースを確保していく手法も併せて検討します。

②周辺部を含めた緑あふれる市街地の形成

駅周辺や住宅地も含め、市街化されている区域、今後市街化を促進する区域についても、駅前と連続性をもった並木や植栽を行うなど、可能な限り一体的な取り組みを進めます。これにより、周辺の田園地帯とは異なった、都市的なみどり環境の形成を図ります。

（2）学校の緑化と多目的活用

①総合的な緑化の推進

小中学校などは相当の敷地規模をもっており、既に緑化されているところが多くなっています。それらの適切な維持管理を行っていくことで、緑の保全を図ります。

また、児童・生徒による記念樹の植栽や花壇づくりなど既存の活動を推進していくことで、緑化に努めます。

②環境学習にふさわしい場としての整備

前述のように、学校においては、緑とのふれあいなどを通じた環境学習を進めていきます。その実践の場としてふさわしいように、多様な植物や身近な生き物とのふれあいが可能なビオトープの形成などを検討・推進していきます。

③地域のレクリエーションの場としての活用

学校は、地域のレクリエーション等の場としても活用されています。今後も児童・生徒の安全性を確保しながら、グラウンド等の利活用を図ります。

（３）その他の公共公益施設の緑化

①大規模な施設における緑化の推進

市内には様々な公共公益施設があります。市役所をはじめ、一定の規模をもつ施設については、率先して緑の保全・適切な維持管理・充実に努めていきます。

②小規模な施設における緑化の推進

小規模な施設については、十分な緑化スペースがない場合もあるため、屋上緑化や壁面緑化を含めて多面的な緑化を図るものとします。

同じ緑の量であっても視覚的に豊かに感じるような工夫も考えられることから、効果的な緑化を検討します。

（４）道路の緑化

①主要道路の整備による緑化

将来都市構造で「街路樹のネットワーク」に位置づけられている主要道路については、市を代表するシンボルロードとして整備することが考えられます。

主要道路の緑化にあたっては、個性と風格のある街路樹や、花壇の設置なども検討していきます。

②沿道空間の一体的緑化

主要道路以外の生活道路などについては、沿道住宅地の緑化を推進することが、まとまった緑の帯を形成するうえで有効です。

住宅地の緑化を推進するために、道路整備での事業と合わせて、市民の意欲・関心を向上させるようＰＲ等に努めていくこととします。

③道路緑化全般の推進

一般の道路については、十分な緑化スペースが確保できないことも多くなっています。路線によっては、歩行者専用道路としての緑化や、歩行者と自動車の通行空間を融合させた「コミュニティ道路*」としての整備も考えられます。

例：クランクを用いたコミュニティ道路

（５）住宅地の緑化

①統一的緑化と個性的緑化との両立

実のなる樹木や本市の気候風土に見合った樹木などを中心に、市内の街路樹を統一したり、民有地の緑化に適切な樹種のアドバイス等を行ったりすることにより、統一的な緑の風景の創出に努めます。

一方で、地域ごとに個性をつけることできめ細かく個性を打ち出していくという手法も考えられます。

今後の実際の取り組みにあたっては、地域の状況によって個別に検討・推進していくものとします。

②生垣化の推進

生垣は、街並み景観の創出や火災時の延焼防止効果などをもっているため、人の集まる市街地を中心に生垣化を推進します。

生垣化のＰＲを進めるとともに、具体的な推進策についても検討していきます。

③緑化に関する支援の充実

前述した苗木や花の種の配布、剪定した枝葉の堆肥化支援など、住宅地の緑化に関する支援の充実を検討・実施します。

（６）民間企業敷地などの緑化

①産業系用地の緑化の推進

弥富 IC（インターチェンジ）周辺及び佐織東部地域は都市計画マスタープランにおいて「産業拠点」として位置づけられており、その事業推進にあたって緑化に配慮します。

②工場及び事業所~~外周部~~の緑化の推進

環境保全と景観向上の両面から、民有地の敷地や壁面などを活かした緑化が必要とされます。

一定の緑化が法律で義務付けられている大規模工場だけでなく、その他の工場・事業所においても、可能な限り緑化を推進していきます。緑化推進にあたっては、平成21年度よりスタートした「あいち森と緑づくり事業計画*」による都市緑化推進事業などの活用を検討します。

③大規模な施設跡地の緑化の検討

ごみ滑掃工場跡地や今後土地利用転換が想定される大規模工場跡地等については、周辺緑地の利活用を含め、土地利用の具体化に合わせて緑化を検討・推進していきます。

「市民とともに緑を創り出す」ための方針図

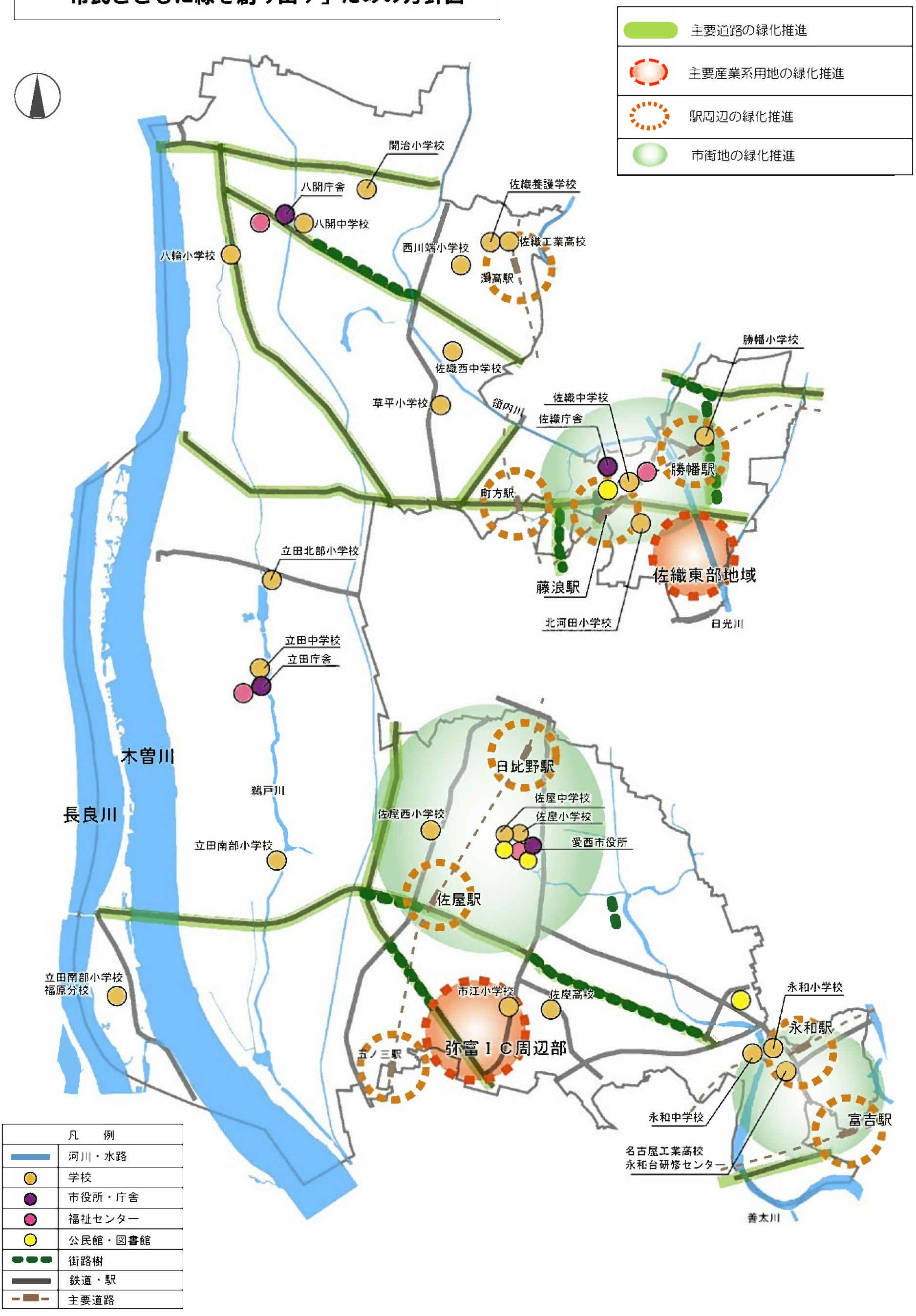

参考　用語集

文中の用語について解説します。

あ行	もり　みどり あいち森と緑づくり じぎょうけいかく 事業計画	平成 21 年 3 月に、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指し、森林（人工林）、里山林、都市の緑をバランスよく整備・保全していくことを目的として策定された。「都市緑化推進事業」では、都市部における貴重な緑地の保全創出や、県民参加による緑化活動に対する支援を行うこととしている。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地で、道路などの交通用地を除いたものの総称。
	おくじょうりょくか 屋上緑化	建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランドの緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着、自然性の回復などの効果がある。
か行	かせんくいき 河川区域	河川法が適用される区域で、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域。堤防を含む。
	かんしょうたい 緩衝帯	騒音、振動、排出ガスなどによる公害や、地震・火災などの災害による被害を緩和し、後背地の環境を保全するためのスペースや工作物。
	かんようきのう 涵養機能	水資源を土中に蓄える機能。降雨による河川の急激な増量を防ぐ効果などがある。
	きょうどう 協働	複数の主体が、目標に向けてともに力を合わせて活動すること。
	きょうよう 供用	整備が完了し、多くの人が使えるようにすること。
	こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	都市公園や官公庁、学校など、公共の用に供する施設の総称。
	どうろ コミュニティ道路	住宅地の道路整備手法のひとつで、歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路づくりに対する通称名。車道部分が蛇行（クランクやスラローム）するように歩道の幅を変化させることにより、自動車のスピードを抑える。
さ行	しがいかくいき 市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。
	しがいかちょうせいくいき 市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。一定要件以外のものを除き建物の建築や開発整備が原則できないことになっている。

	のうぎょうしんこうちいき 農業振興地域	農業を推進するために森林と定められた地域。
	のうようちくいき 農用地区域 しみんだいかいぎ 市民代表会議	農業振興地域を構成する土地区域。緑の将来像や緑の保全、創出、活用などを通じて、宅地転用や宅地転用目的の買収等、規制・誘導の内容をつくり
	バリアフリー	身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じる不便な障害がない状態。
	しゃじりん 社寺林	神社・仏閣の境内地を囲むように維持されている樹林。
は行	じゅりんち　げんしょう 樹林地アイランド現象	都市域の気温が周辺部より高くなる現象。空調設備や自動車など人工排熱や、気温上昇を抑える緑地の減少などが主な原因となっている。
	しょくいく 食育	心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育。
	ビオトープ	生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な空間。
	しんこうりん 人工林	種をまいたり、植樹したりして人工的に育成した森林。
	へきめんりょくか 壁面緑化 スローライフ	建築物の壁面を植物で、緑化すること。景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和、建物の断熱効果（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着などの効果がある。 地産地消を歩行型社会と見据える生活様式。最生産・効率化しかつ、経済的観点のみならず、自然と調和してゆったり生きるライフスタイルに価値や重要性を見出す。
	ほぞんじゅもく 保存樹木	条例などに基づき、市町村が保存する必要があると認め指定した樹
		市街化区域内緑地に関する法律の制定や農林業との調和した
ま行	せいさんりょくちちく 生産緑地地区	都市環境の保全を図るため、生産緑地法により指定された農地。
	みどりの環境	緑のある環境。公園緑地をはじめ、まち並み緑を対象とする。
	みずべ 水辺	本計画では、河川・水路に近接した岸の周辺を指す。
	せいたいけいけんきょう 生態系	ある地域に存在する生物と、無機的な環境を総合的に捉えた、生物社会のまとまり。
		本計画では、河川・水路と水辺が一体となった空間を指す。
やら行	ふるさとコミュニティ	農家などの屋敷の周りを囲む樹林で防風、防火などの機能のほか、燃料や堆肥の目的として仕立てられたもの。地域独特の風景を作る。 地域住民が生活している場所。住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
	ゆうきゅうのうち 遊休農地	現在耕作環境を形成した休耕農地である建築物の開発や形態、
	地区計画	公共施設の配置等をきめ細かに定めたもの。
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、あらかじめ多くの
	としけいかくほう	都市の秩序ある発展と秩序ある都市整備生活環境面との均衡対応を図る
ら行	都市計画法	公共施設の整備に関するいくつかの制度などを規定した法律の中で、植
	りょくけいかく 緑地計画マスタープラン	特徴的な景観を誇る都市の将来像を明確にすることを指す言葉の実現に向けての大きな道筋を明らかにする指針。
	りょくちほぜんちく 緑地保全地区 都市緑地法	都市計画区域内の緑地保全法が制定された景観の観点において緑地を良好な自然的環境を形成している緑地好都市環境の形成増進を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし
	レクリエーション	休養・娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。そのために行う休養や娯楽。
な行	にじりん 二次林	山火事や伐採などで、自然のままの森林が破壊されたあとに、生成した森林。
	ワークショップ	議論や協議の場を設け、自発的な市民を集めて、意見交換を行い、政策や計画の案を作成する手法。

【公園の分類】

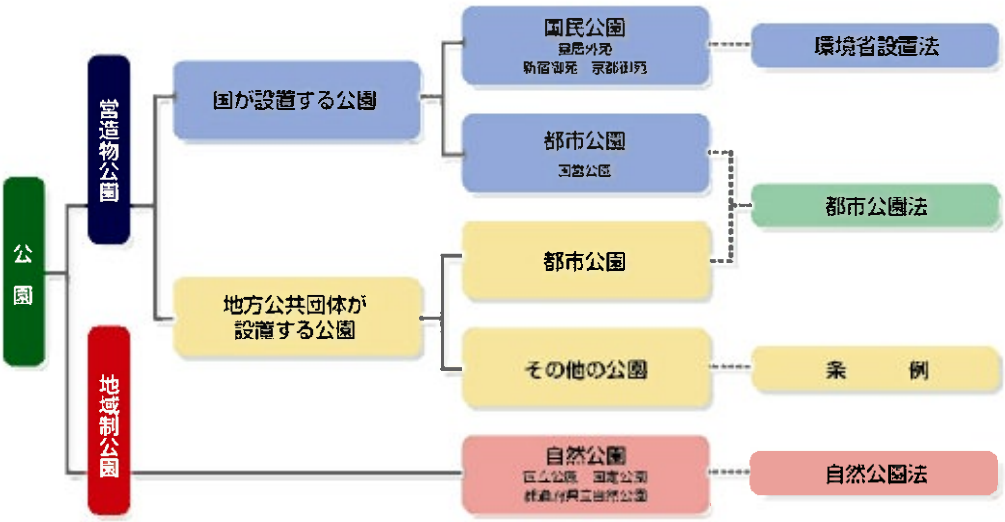

【都市公園等の種類】

基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1地区当たり1箇所面積4ha以上を標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市林			主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広場公園			主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
特殊公園			風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市		大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園			主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
緩衝緑地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地			主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに他地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
緑道			災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

出典：愛知の都市公園